

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年6月11日
【会社名】	株式会社クラウドワークス
【英訳名】	CrowdWorks Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉田 浩一郎
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区神南一丁目18番2号
【電話番号】	03-6427-8187
【事務連絡者氏名】	取締役 佐々木 翔平
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区神南一丁目18番2号
【電話番号】	03-6427-8187
【事務連絡者氏名】	取締役 佐々木 翔平
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式及び新株予約権証券 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】

(株式)	
その他の者に対する割当	499,964,100円
(第4回新株予約権)	
その他の者に対する割当	840,000円
(新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額)	
	780,840,000円
(第5回新株予約権)	
その他の者に対する割当	325,000円
(新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額)	
	900,325,000円
(第6回新株予約権)	
その他の者に対する割当	240,000円
(新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額)	
	840,240,000円

(注)行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。

【安定操作に関する事項】

該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	454,100株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

(注) 1. 上記普通株式（以下「本株式」といいます。）については、平成27年6月11日開催の当社取締役会において発行を決議しております。

2. 振替機関の名称及び住所
 名称 株式会社証券保管振替機構
 住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	454,100株	499,964,100	249,982,050
一般募集			
計(総発行株式)	454,100株	499,964,100	249,982,050

- (注) 1. 本株式の募集は第三者割当の方法によります。
 2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は、249,982,050円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,101	550.5	100株	平成27年6月29日(月)	-	平成27年6月29日(月)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
 2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
 3. 申込み及び払込みの方法は、当社と株式会社サイバーエージェント（以下、本新株予約権（以下に定義する。）の割当予定先であるドイツ銀行ロンドン支店とあわせて、個別に又は総称して「割当予定先」といいます。）との間で、株式買取契約（以下「本株式買取契約」といいます。）を締結し、払込期日までに後記払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとし、
 4. 払込期日までに割当予定先との間で本株式買取契約を締結しない場合、割当予定先に対する第三者割当による新株発行は行われなないこととなります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社クラウドワークス コーポレートDiv	東京都渋谷区神南一丁目18番2号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 渋谷支店	東京都渋谷区宇田川町20番2号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行新株予約権証券(第4回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	600,000個（新株予約権1個につき1株）
発行価額の総額	840,000円
発行価格	新株予約権1個につき1.4円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成27年6月29日（月）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社クラウドワークス コーポレートDiv 東京都渋谷区神南一丁目18番2号
払込期日	平成27年6月29日（月）
割当日	平成27年6月29日（月）
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 渋谷支店

- (注) 1. 第4回新株予約権証券（以下、文脈に応じて個別に又は第5回新株予約権及び第6回新株予約権と総称して「本新株予約権」といいます。）については、平成27年6月11日開催の当社取締役会において発行を決議しております。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の買取契約（以下「本新株予約権買取契約」といいます。）を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
4. 本新株予約権買取契約において、割当予定先による本新株予約権の発行価額の総額の払込みは、サイバーエージェントによる本株式の発行に係る払込みを条件として行われる旨が規定される予定です。

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。）
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の目的である株式の総数は600,000株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は1株）とする。 なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率 その他、本新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で本新株予約権の目的である株式の数を適宜調整するものとする。

新株予約権の行使時の
払込金額

1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。
2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、1,300円とする（以下「当初行使価額」という。）。
3. 行使価額の修正
行使価額の修正は行わない。
4. 行使価額の調整
(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。但し、当社又は関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 乃至 の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式の中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。

	<p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（但し、本項第</p> <p>(2)号 の場合は基準日）に先立つ45取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに予約権を有する者（以下「本新株予約権者」という。）に通知する。但し、本項第(2)号 に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	780,840,000円 <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項により、行使価額が調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成27年6月29日（新株予約権の払込完了以降。）から平成29年6月28日（当日を含む。）までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 行使請求の受付場所 株式会社クラウドワークス コーポレートDiv 東京都渋谷区神南一丁目18番2号</p> <p>2. 行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 渋谷支店</p>
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり1.4円の価額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 本新株予約権の行使許可

当社はドイツ銀行ロンドン支店との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件として、以下の内容を含む本新株予約権買取契約を締結致します。ドイツ銀行ロンドン支店は、本新株予約権買取契約に従って当社に対して本新株予約権の行使に係る許可申請書（以下、本項において「行使許可申請書」といいます。）を提出し、これに対し当社が書面（以下、本項において「行使許可書」といいます。）により本新株予約権の行使を許可した場合に限り、行使許可書の受領日当日から20営業日の期間（以下、本項において、「行使許可期間」といいます。）に、行使許可書に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できます。なお、ドイツ銀行ロンドン支店は第4回新株予約権の全部の行使を完了することとなる行使請求書を当社に提出するまで第5回新株予約権の行使許可申請を行うことができず、また、第5回新株予約権の全部の行使を完了することとなる行使請求書を当社に提出するまで第6回新株予約権の行使許可申請を行うことができません。また従前の行使許可申請に基づく行使許可期間中に当該行使許可に係る本新株予約権の行使可能数が残存している場合には、ドイツ銀行ロンドン支店は、当該期間の満了日（同日を含みます。）又は当該行使許可に係る本新株予約権の全部の行使を完了することとなる行使請求書を当社に提出したときから、新たな行使許可申請書を提出することができます。

2. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使請求期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に提出しなければなりません。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書を上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて同欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生します。

3. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。

4. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しません。

5. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従います。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行新株予約権証券(第5回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	500,000個（新株予約権1個につき1株）
発行価額の総額	325,000円
発行価格	新株予約権1個につき0.65円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成27年6月29日（月）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社クラウドワークス コーポレートDiv 東京都渋谷区神南一丁目18番2号
払込期日	平成27年6月29日（月）
割当日	平成27年6月29日（月）
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 渋谷支店

- (注) 1. 第5回新株予約権証券(以下、文脈に応じて個別に又は第4回新株予約権及び第6回新株予約権と総称して「本新株予約権」といいます。)については、平成27年6月11日開催の当社取締役会において発行を決議しております。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権買取契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
4. 本新株予約権買取契約において、割当予定先による本新株予約権の発行価額の総額の払込み義務は、サイバーエージェントによる本株式の発行に係る払込みを条件として行われる旨が規定される予定です。

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。)
新株予約権の目的となる株式の数	<p>本新株予約権の目的である株式の総数は500,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は1株)とする。</p> <p>なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>その他、本新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で本新株予約権の目的である株式の数を適宜調整するものとする。</p>

新株予約権の行使時の
払込金額

1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。
2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、1,800円とする（以下「当初行使価額」という。）。
3. 行使価額の修正
行使価額の修正は行わない。
4. 行使価額の調整
(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。但し、当社又は関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 乃至 の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。

	<p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>900,325,000円</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項により、行使価額が調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成27年6月29日（新株予約権の払込完了以降。）から平成29年6月28日（当日を含む。）までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 行使請求の受付場所 株式会社クラウドワークス コーポレートDiv 東京都渋谷区神南一丁目18番2号</p> <p>2. 行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 渋谷支店</p>
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めるときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり0.65円の価額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 本新株予約権の行使許可

当社はドイツ銀行ロンドン支店との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件として、以下の内容を含む本新株予約権買取契約を締結致します。ドイツ銀行ロンドン支店は、本新株予約権買取契約に従って

当社に対して本新株予約権の行使に係る許可申請書（以下、本項において「行使許可申請書」といいます。）を提出し、これに対し当社が書面（以下、本項において「行使許可書」といいます。）により本新株予約権の行使を許可した場合に限り、行使許可書の受領日当日から20営業日の期間（以下、本項において、「行使許可期間」といいます。）に、行使許可書に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できます。なお、ドイツ銀行ロンドン支店は第4回新株予約権の全部の行使を完了することとなる行使請求書を当社に提出するまで第5回新株予約権の行使許可申請を行うことができず、また、第5回新株予約権の全部の行使を完了することとなる行使請求書を当社に提出するまで第6回新株予約権の行使許可申請を行うことができません。また従前の行使許可申請に基づく行使許可期間中に当該行使許可に係る本新株予約権の行使可能数が残存している場合には、ドイツ銀行ロンドン支店は、当該期間の満了日（同日を含みます。）又は当該行使許可に係る本新株予約権の全部の行使を完了することとなる行使請求書を当社に提出したときから、新たな行使許可申請書を提出することができます。

2. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使請求期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に提出しなければなりません。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書を上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて同欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生します。

3. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。

4. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しません。

5. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従います。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

6 【新規発行新株予約権証券(第6回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	400,000個（新株予約権1個につき1株）
発行価額の総額	240,000円
発行価格	新株予約権1個につき0.6円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成27年6月29日（月）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社クラウドワークス コーポレートDiv 東京都渋谷区神南一丁目18番2号
払込期日	平成27年6月29日（月）
割当日	平成27年6月29日（月）
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 渋谷支店

- (注) 1. 第6回新株予約権証券(以下、文脈に応じて個別に又は第4回新株予約権及び第5回新株予約権と総称して「本新株予約権」といいます。)については、平成27年6月11日開催の当社取締役会において発行を決議しております。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本買取契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
4. 本新株予約権買取契約において、割当予定先による本新株予約権の発行価額の総額の払込み義務は、サイバーエージェントによる本株式の発行に係る払込みを条件として行われる旨が規定される予定です。

(2) 【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	<p>1. 本新株予約権の目的となる株式の総数は400,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義する。)は1株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載の通り、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</p> <p>2. 行使価額の修正基準 当社は、平成27年12月29日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知(以下「行使価額修正通知」という。)するものとし、当該通知が行われた日(以下「通知日」という。)の翌取引日に、行使価額は、通知日(通知日が取引日でない場合には直前の取引日)の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り下げた額に修正される。但し、かかる修正後の行使価額が下限行使価額(本欄第4項で定義する。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。なお、以下に該当する場合には当社はかかる修正を行うことができない。 金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合 前回の行使価額修正通知を行ってから6ヶ月が経過していない場合 本欄外注記第3項に記載の行使許可期間が経過していない場合</p> <p>3. 行使価額の修正頻度 行使価額は、行使価額修正通知がなされた際に修正される。</p> <p>4. 行使価額の下限 「下限行使価額」は、当初、2,100円とする。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整される。</p> <p>5. 割当株式数の上限 400,000株(発行済株式総数に対する割合は3.12%)</p> <p>6. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限 840,240,000円(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額。但し、本新株予約権の一部は行使されない可能性がある。)</p>
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。)
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の目的である株式の総数は400,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は1株)とする。 なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。 $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ その他、本新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で本新株予約権の目的である株式の数を適宜調整するものとする。

新株予約権の行使時の
払込金額

1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。
2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、2,100円とする（以下「当初行使価額」という。）。

3. 行使価額の修正

当社は、平成27年12月29日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、通知日の翌取引日に、行使価額は、通知日（通知日が取引日でない場合には直前の取引日）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り下げた額に修正される。但し、かかる修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。下限行使価額は、第4項の規定を準用して調整される。なお、以下に該当する場合には当社はかかる修正を行うことができない。

金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第

4項に従って公表されていないものが存在する場合

前回の行使価額修正通知を行ってから6ヶ月が経過していない場合

本欄外注記第3項に記載の行使許可期間が経過していない場合

4. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。但し、当社又は関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 乃至 の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

	<p style="text-align: center;"> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ </p> <p>この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第3項に定める行使価額の修正の効力が発生する日と一致する場合には、本項第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、下限行使価額については、本項第(2)号に従った調整を行うものとする。</p> <p>(7) 第3項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前の行使価額、修正又は調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ効力を有する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>840,240,000円</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成27年6月29日（新株予約権の払込完了以降。）から平成29年6月28日（当日を含む。）までとする。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 行使請求の受付場所 株式会社クラウドワークス コーポレートDiv 東京都渋谷区神南一丁目18番2号</p> <p>2. 行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 渋谷支店</p>
新株予約権の行使の条件	<p>本新株予約権の一部行使はできない。</p>

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり0.6円の価額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由

当社は、下記「(1)資金調達の目的」に記載の資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討致しましたが、下記「(4)本スキームの特徴 [他の資金調達方法との比較]」に記載の通り、公募増資やMSCB等の各種資金調達方法には各々デメリットがある中で、ドイツ銀行グループより提案を受けた下記「(2)資金調達方法の概要」に記載のスキーム(以下「本スキーム」といいます。)は、下記「(4)本スキームの特徴」に記載のメリットがあることから、下記「(4)本スキームの特徴」に記載の本スキームのデメリットに鑑みても、本スキームによる資金調達方法が当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断致しました。そのため、本新株予約権の発行により資金調達をしようとするものであります。

(1) 資金調達の目的

クラウドソーシング市場は、2018年には1,820億円規模と予測され、日本では数少ない急成長している市場です。「企業」への外注が中心だった日本企業に対して「個人」へ外注する新しい方法を提供しており、クラウドソーシングへの代替が進んでいる外注市場の市場規模が約22.8兆円程度あることを鑑みて、今後もクラウドソーシング市場は継続的な成長が期待されております。

そのような中で、当社は「働く」を通して人々に笑顔を」という経営理念を掲げ、サービス開始3年で、登録ユーザー65万人、NTTグループ、トヨタ自動車グループ、ソニー、ユニ・チャーム等の有力企業を含むクライアント7万社が利用する日本最大級のクラウドソーシングサイトに成長しております。外注された仕事の総契約額も2013年度4.9億円から2014年度15億円と飛躍的に成長しております。

一方で、インターネットによって時間と場所にとらわれず働けるクラウドソーシングは、企業に所属しない個人、フリーランスはもとより、シニア、子育てママ、若者、障害を抱えた方等幅広い人々が働けるようになり、既に当社を通じた業務だけで年収1,000万円を実現する方も生まれております。

また、これまでに岐阜県、福島県南相馬市、宮崎県日南市等と提携して地域に仕事を提供する取り組みも行っており、兵庫県、京都府、福岡県を始めとして20以上の都道府県・地域行政にもご活用頂いているほか、経済産業省、外務省、国土交通省、総務省をはじめとする政府6省が活用するクラウドソーシングとして認知度において業界No.1(インターネットコム・NTTコム調べ)の実績を有しております。

当社は、総契約額を最重要経営指標とし、2015年9月期34.6億円、2016年9月期74億円、2017年9月期113.8億円という事業計画を掲げておりますが、今後は、最短で総契約額100億円を達成した上で、当社の事業戦略である「働き方革命」を実現するべく、総契約額の爆発的増加によってユーザー基盤を確立し、仕事実績の蓄積により個人の与信インフラを有するクラウド人材バンクとなるべく尽力してまいります。

そこで、当社の財務基盤を強化するとともに、短期的な最重要経営目標である総契約額100億円達成を当初予定の平成29年9月期ではなく、1年前倒して実現するため、当社プラットフォームのトランザクション・会員数の圧倒的な拡大に向けた広告宣伝や様々な営業施策をはじめとするマーケティングに関連する費用と人員及び体制強化・人材育成に関わる費用、国内外のクラウドソーシングサービスを含む人材関連のサービスを提供する企業や、中長期的に当社のユーザー基盤を活用して行う教育サービスや金融サービスをはじめとする関連事業を行う企業への投資、M&A及び資本・業務提携を目的として、平成27年6月11日、本株式及び本新株予約権の発行を決定致しました。本株式及び本新株予約権の発行並びに割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は合計3,021,369,100円(差引手取概算額の合計3,010,369,100円)となる予定です。

(2) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社がサイバーエージェントに対して本株式を割当てるとともに、ドイツ銀行ロンドン支店に対し本新株予約権を割当て、ドイツ銀行ロンドン支店による本新株予約権の行使に伴って当社が資金を調達する仕組みとなっております。第4回及び第5回新株予約権の行使価額は、それぞれ1,300円及び1,800円に固定されています。それに対し、第6回新株予約権の行使価額は、当初固定(2,100円)されていますが、当社は、平成27年12月29日以降、当社取締役会の決議により第6回新株予約権の行使価額の上方修正を行うことができます。当該決議をした場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、通知日の翌取引日に、行使価額は、通知日(通知日が取引日でない場合には直前の取引日)の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含みます。)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り下げた額に修正されます。但し、かかる修正後の行使価額が下限行使価額(当初2,100円とし、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整されます。)を下回ることはありません。下限行使価額は、第6回新株予約権の当初行使価額と同額に設定されていますので、行使価額の修正は、修正後の行使価額が当初行使価額以上となる修正しか行えません。なお、以下に該当する場合には当社はかかる取締役会決議及び通知を行うことができません。

金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合

前回の行使価額修正通知を行ってから6ヶ月が経過していない場合

下記第3項に記載の行使許可期間が経過していない場合

当社はドイツ銀行ロンドン支店との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件として、以下の内容を含む本新株予約権買取契約を締結致します。ドイツ銀行ロンドン支店は、本新株予約権買取契約に従って当社に対して本新株予約権の行使に係る許可申請書(以下、本項において「行使許可申請書」といいます。)を提出し、これに対し当社が書面(以下、本項において「行使許可書」といいます。)により本新株予約権の行使を許可した場合に限り、行使許可書の受領日当日から20営業日の期間(以下、本項において「行使許可期間」といいます。)に、行使許可書に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できます。なお、ドイツ銀行ロンドン支店は第4回新株予約権の全部の行使を完了することとなる行使請求書を当社に提出するまで第5回新株予約権の行使許可申請を行うことができず、また、第5回新株予約権の全部の行使を完了することとなる行使請求書を当社に提出するまで第6回新株予約権の行使許可申請を行うことができません。また、従前の行使許可申請に基づく行使許可期間中に当該行使許可に係る本新株予約権の行使可能数が残存している場合には、ドイツ銀行ロンドン支店は、当該期間の満了日(同日を含みます。)又は当該行使許可に係る本新株予約権の全部の行使を完了することとなる行使請求書を当社に提出したときから、新たな行使許可申請書を提出することができます。

行使許可申請書の提出がなされた場合に行使許可を行うかどうかは当社の裁量によって決定することができます。当社は、行使許可申請書の提出がなされた時点の当社の事業環境や資金需要、株価水準等を総合的に勘案し、行使許可を行うかどうかを判断致します。

なお、当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し取得日の通知又は公告を当該取得日の1ヶ月前までにを行うことにより、取得日の到来をもって、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額と同額にて取得することができます。

(3) 資金調達方法の選択理由

本スキームには以下の「(4)本スキームの特徴」に記載の[メリット]及び[デメリット]がありますが、本スキームは当社が行使許可を通じて本新株予約権の行使の数量及び時期を一定程度コントロールすることができるという特徴をもっており、当社の資金需要や市場環境等を勘案しながら機動的に資金を調達することができるため、既存株主の利益への影響を抑えながら自己資本を増強することが可能であることから、以下の「(4)本スキームの特徴」に記載の[他の資金調達方法との比較]の通り、他の資金調達手段と比較しても、本スキームによる資金調達方法が現時点において最適な選択であると判断し、これを採用することを決定しました。

(4) 本スキームの特徴

本スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

[メリット]

固定行使価額(資金調達目標株価)によるターゲット・イシュー

株価の上昇局面において効率的かつ有利な資金調達を実現するため、新株予約権を3回のシリーズに分け、予め将来の株価上昇を見込んで3通りの行使価額を設定しております。行使価額は原則として固定されており、行使価額の修正を行うことのできる第6回新株予約権に関しても、当社が希望しない限り行使価額の修正は行われず、かつ修正後の行使価額が当初行使価額以上となる修正しか行えないため、仮に将来において株価が急落した場合でも当初の予測を超えて希薄化が促進されることはありません。

行使許可条項

ドイツ銀行ロンドン支店は、当社の許可なく本新株予約権を行使できない仕組みとなっております。本新株予約権買取契約において、ドイツ銀行ロンドン支店は、原則として当社が本新株予約権の行使を許可した場合に限り、当該行使許可の到達日当日から20営業日の期間に当該行使許可に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できるものと定められます。当社は、かかる行使許可について、当社の資金需要及び市場環境等を見極めながらその都度判断を下します。これによって当社は、ドイツ銀行ロンドン支店による権利行使に一定の制限を課し、かつ資金需要及び市場環境を判断しながら権利行使許可のタイミングを判断することが可能になります。

最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は1,500,000株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されております。

取得条項

将来的に本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合、又はそれ以上の好条件での資金調達方法が確保できた場合等には、当社の選択により、行使許可期間を除き、いつでも残存する本新株予約権を上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄記載の取得条項に従って取得することが可能です。取得価額は発行価額と同額であり、キャンセル料その他の追加的な費用負担は一切発生致しません。

行使価額修正条項・選択権

上記「固定行使価額(資金調達目標株価)によるターゲット・イシュー」に記載の通り、本新株予約権の行使価額は原則として固定されていますが、第6回新株予約権に関しては、当社の判断により行使価額を上方修正することが可能です。これによって第6回新株予約権については当初の目標株価であった行使価額を大幅に上回って株価が上昇した場合に資金調達額を増額できます。なお、第6回新株

予約権の下限行使価額は、当初行使価額と同額に設定されていますので、行使価額の修正は、修正後の行使価額が当初行使価額以上となる修正しか行えない仕組みとなっています。

資金調達のスランバイ（時間軸調整効果）

新株発行手続きには、有価証券届出書の待機期間も含め通常数週間を要します。よって、株価がターゲット価格に達してから準備を開始しても、数週間の発行準備期間を要し、かつその期間中の株価変動等により、機動的かつタイムリーな資金調達機会を逸してしまう可能性があります。これに対し、それぞれのターゲット価格を設定した本新株予約権を予め発行しておくことにより、株価上昇後の有利な価格による資金調達をスランバイできます。

[デメリット]

当初に満額の資金調達はできない

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使により発行又は交付される株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。本新株予約権の当初行使価額（ターゲット価格）は、当社の希望により、いずれも平成27年6月10日時点の当社株価よりも高く設定されており、当社株価がターゲット価格を超えて初めて権利行使が行われる可能性が生じます。

不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募るといふ点において限界があります。

株価低迷時に、資金調達がされない可能性

株価が長期的に行使価額（第4回新株予約権は1,300円、第5回新株予約権は1,800円、第6回新株予約権は2,100円）を下回る状況等では、資金調達ができない可能性があります。

割当予定先が当社株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先の当社株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が本新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却することを前提としており、現在の当社株式の流動性に鑑みると、割当予定先による当社株式の売却により、当社株価が下落する可能性があります。

割当予定先が本新株予約権を行使せず、資金調達がなされない可能性

当社から割当予定先に対して行使を指図することはできない仕組みであり、割当予定先が行使をしない限り全く資金調達がなされない可能性もあります。

[他の資金調達方法との比較]

公募増資

公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

株主割当増資

株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうか不透明であり、今回の資金調達方法として適当でないと判断致しました。

第三者割当増資

当社は、本新株予約権の発行と同時に、割当予定先に対する第三者割当の方式により新株式の発行を行う予定です。しかし、当該第三者割当増資の調達資金の額のみによっては、「7 新規発行による手取金の使途」記載の当社の将来的な資金需要の全てを満たすことができない見込みであるため、希薄化の規模を限定し、かつ時期を分散させるよう、第三者割当増資と本新株予約権の発行を組み合わせた資金調達スキームが必要であると判断致しました。

MSCB

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆるMSCB）の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、行使価額の下修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

行使価額が固定された新株予約権

行使価額が修正されない新株予約権のみを発行する場合は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できなくなります。

新株予約権無償割当てによる増資（ライツ・イシュー）

いわゆるライツ・イシューには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社はそのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達手段ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型のライツ・イシューについては、上記の株主割当増資と同様に、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金調達を実現できるかどうか不透明であり、今回の資金調達方法として適当でないと判断致しました。

社債による資金調達

社債による資金調達では、調達額金額が全額負債となるため、財務健全性の低下に伴い、今後の借入れ余地が縮小する可能性があります。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容

該当事項はありません。

3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
 当社はドイツ銀行ロンドン支店との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件として、以下の内容を含む本新株予約権買取契約を締結致します。ドイツ銀行ロンドン支店は、本新株予約権買取契約に従って当社に対して本新株予約権の行使に係る許可申請書（以下、本項において「行使許可申請書」といいます。）を提出し、これに対し当社が書面（以下、本項において「行使許可書」といいます。）により本新株予約権の行使を許可した場合に限り、行使許可書の受領日当日から20営業日の期間（以下、本項において「行使許可期間」といいます。）に、行使許可書に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できます。なお、ドイツ銀行ロンドン支店は第4回新株予約権の全部の行使を完了することとなる行使請求書を当社に提出するまで第5回新株予約権の行使許可申請を行うことができず、また、第5回新株予約権の全部の行使を完了することとなる行使請求書を当社に提出するまで第6回新株予約権の行使許可申請を行うことができません。また従前の行使許可申請に基づく行使許可期間中に当該行使許可に係る本新株予約権の行使可能数が残存している場合には、ドイツ銀行ロンドン支店は当該期間の満了日（同日を含みます。）又は当該行使許可に係る本新株予約権の全部の行使を完了することとなる行使請求書を当社に提出したときから、新たな行使許可申請書を提出することができます。
 なお、当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し取得日の通知又は公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額と同額にて取得することができます。
4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
 該当事項はありません。
5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
 サイバーエージェント
 該当事項はありません。
 ドイツ銀行ロンドン支店
 該当事項はありません。
6. その他投資者の保護を図るために必要な事項
 該当事項はありません。
7. 本新株予約権の行使請求の方法
 (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使請求期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に提出しなければなりません。
 (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書を上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて同欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
 (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生します。
8. 株券の交付方法
 当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。
9. 本新株予約権証券の発行
 当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しません。
10. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
 本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従います。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

7 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

本株式及び本新株予約権に係る調達資金	3,021,369千円
本株式の払込金額の総額	499,964千円
本新株予約権の払込金額の総額	1,405千円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の額	2,520,000千円

発行諸費用の概算額	11,000千円
差引手取概算額	3,010,369千円

- (注) 1. 上記手取概算額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合の見込額であります。
2. 行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の額が変動する結果、本株式及び本新株予約権に係る調達資金及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合にも、同様に本株式及び本新株予約権に係る調達資金及び差引手取概算額は減少する可能性があります。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、本株式及び本新株予約権の発行に関する弁護士費用、評価算定費用、信託銀行費用等の合計額であります。

(2) 【手取金の使途】

本株式及び本新株予約権の発行並びに割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は合計3,021,369,100円（差引手取概算額の合計3,010,369,100円）となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、次の通り予定しています。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
M&A及び資本・業務提携に関わる費用	2,000	平成27年6月～平成30年9月
広告宣伝をはじめとするマーケティングに関わる費用	700	平成27年6月～平成30年9月
人員及び体制強化・人材育成に関わる費用	310	平成27年6月～平成30年9月

本株式に関する払込金額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を含めた差引手取概算額は、上記「(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）」に記載の通り3,010,369,100円となる予定です。但し、本新株予約権の行使による払込みの有無と権利行使の時期は新株予約権者の判断に依存し、また本新株予約権の行使価額は修正（第6回新株予約権についてのみ）又は調整される可能性があるため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。調達資金が不足した場合には、上記への充当額の見直しを行う予定であり、調達資金が超過した場合には、上記及びへの充当額の見直しを行う予定であります。

M&A及び資本・業務提携に関わる費用

当社はプラットフォームサービスの立ち上げを行って以来、積極的な広告宣伝費の投下による認知拡大や、機動的な機能改善による利便性の向上により、ユーザー数が65万人（平成27年6月現在）とサービス開始時より大幅に増加し、あわせて当社の営業収益が継続的に拡大してまいりました。一方で、既存のプラットフォームサービス単体で提供が可能なサービスの幅は狭いため、ユーザー数65万人への提供可能な価値の潜在性は極めて高いと想定しております。

そこで、当社は分野特化型のクラウドソーシング企業、人材紹介事業者や人材派遣事業者等の人材関連企業、及びクラウドファンディング事業者や与信サービス事業者等の金融事業者とのM&A及び資本・業務提携を幅広くかつ積極的に行い、65万人のユーザーへの様々な角度から新規サービスの提供を行うことで、当社プラットフォームの価値最大化を図ることを考えております。

以上により、機動的かつ幅広い投資を実現するため、M&A及び資本・業務提携に関わる費用として2,000百万円を見込んでおり、この金額は当社がターゲットとするM&A及び資本・業務提携を2～5件程度実施する場合の標準的な金額となります。なお、現時点において、優先順位の高い分野や具体的に計画されている案件はございませんが、今後案件が決定した際には、適切なタイミングで開示を行ってまいります。

なお、支出予定時期に適切な案件がなく、今回の調達資金がM&Aに充当されなかった場合には当該資金をマーケティング費用に充当し、会員数のさらなる増加や機能改善を通し、当社プラットフォームの利用価値向上を図ってまいります。

広告宣伝をはじめとするマーケティングに関わる費用

当社が事業を展開するクラウドソーシング市場は今後も継続的な拡大が見込まれる一方、まだ市場が黎明期であるため、周辺市場である外注市場の利用者や、専業主婦やシニア等の潜在労働力への認知度が低い状態であります。そ

のため、今後も当社が高い成長率を維持するためには、積極的なマーケティング活動を通して「クラウドワークス」の認知度を向上させることが不可欠であると考えております。

そのため、インターネット上での広告出稿等、従来からの広告宣伝手法に加え、様々な角度からのマーケティング施策を行うための費用として、700百万円を充当する予定です。

人員及び体制強化・人材育成に関わる費用

当社の営業収益及びクラウドソーシング市場の拡大を実現するにあたり、社会的影響力が強く、大型発注が期待される大企業による導入及び継続的な利用が非常に重要であると考えております。そのため、より多くの企業において当社サービスの導入を進めるため、エンタープライズサービスの営業体制の強化を行うことが急務と考えております。加えて、今後もプラットフォームサービスを拡大するためには社内の開発体制を強化し、機動的な機能改善を行うことでユーザーの利便性向上を継続的に図ることが不可欠であると考えております。

そのため、従来より幅広い提案及び機動的なサービスの機能改善を可能とするための人員の確保、及び体制強化・人材育成に関わる費用として、310百万円を充当する予定です。

上記 及び の使途につきましては、当社は平成26年12月の東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴い、広告宣伝費として897百万円を、採用教育費として196百万円を調達しておりましたが、こちらは当初の計画通りに資金の充当が進んでおります。上場時の資金充当による投資においては、当初の想定を上回る会員数や総契約額の増加が実現しており、今回の調達を実現した際には当初予定へ追加する形でマーケティングに関わる費用並びに人員及び体制強化・人材育成に関わる費用に充当することで、短期目標である総契約額100億円の1年前倒しでの達成、さらなる総契約額の増加やそれに伴う営業収益の拡大を目指します。

以上の施策を目的に、当社は平成27年6月11日、本株式及び本新株予約権の発行を決定致しました。なお、上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金等で保管する予定です。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係は、平成27年6月10日現在におけるものであります。

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社サイバーエージェント
	本店の所在地	東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第17期 （自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日） 平成26年12月16日関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度 第18期第1四半期 （自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日） 平成27年1月30日関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度 第18期第2四半期 （自 平成27年1月1日 至 平成27年3月31日） 平成27年4月24日関東財務局長に提出
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	割当予定先は、当社普通株式1,060,000株（発行済株式総数に対する割合8.27%）を保有しております。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	割当予定先は当社のエンタープライズサービスの主要取引先の一社です。

a. 割当予定先の概要	名称	ドイツ銀行(Deutsche Bank Aktiengesellschaft)
	本店の所在地	ドイツ連邦共和国 60325 フランクフルト・アム・マイン タウヌスアンラーゲ 12 (Tausanlage 12, 60325 Frankfurt am Main, Federal Republic of Germany)
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 （2013年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）） 平成26年6月27日関東財務局長に提出 有価証券報告書（2013年度）の訂正報告書 平成26年6月27日関東財務局長に提出 有価証券報告書（2013年度）の訂正報告書 平成27年3月16日関東財務局長に提出 半期報告書 （2014年度中（自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日）） 平成26年9月29日関東財務局長に提出 半期報告書（2014年度中）の訂正報告書 平成27年3月16日関東財務局長に提出
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

c. 割当予定先の選定理由

サイバーエージェント

当社は、創業以来「“働く”を通して人々に笑顔を」という理念の下、多くの人に新しい働き方の選択肢を提供するため、主にクラウドソーシングの領域で様々な挑戦を続けてきました。その結果、当社は自社の事業拡大に加え、クラウドソーシング市場のリーディングカンパニーの1社として市場の拡大に邁進しております。

割当予定先であるサイバーエージェント及びその関連会社である株式会社サイバーエージェント・ベンチャーズは、このような当社の理念や取り組みへの理解・共感のもと、当社の創業直後である平成23年12月及び平成25年9月に、当社による第三者割当増資を引き受けております。

今回、当社が新しく掲げた事業戦略である「働き方革命」を実現すべく、次の成長資金を調達できる方法を選択するにあたり、既存株主かつ当社エンタープライズサービスの主要取引先の1社であるサイバーエージェントを割当先に第三者割当増資をすることにより、一定の額を速やかにかつ確実に調達できる上、より一層、両者間の信頼関係が強化され、当社の理念及び「働き方革命」の実現並びに事業のより一層の拡大に資するものと判断致しました。

上記の経緯を踏まえて、サイバーエージェントを割当予定先として選定致しました。

ドイツ銀行ロンドン支店

当社は平成27年4月に、ドイツ銀行グループの日本法人であるドイツ証券株式会社から今回の資金調達方法について最初の提案を受けました。当該提案を受け、当社内において正式な協議・検討を開始した結果、以下に述べる通り、割当予定先としてドイツ銀行グループを選定するのが最善であり、かつ本新株予約権の発行が有効な調達手段であるとの結論に至ったため、本日、平成27年6月11日の取締役会において、本件実施を決議致しました。

当社は、ドイツ銀行グループ以外の国内外の金融機関からも様々な提案を受けましたが、今回の資金調達では、業績や企業価値が向上する場面に着実に捉えて、資金を調達できる方法を選択したいと考えていたため、ドイツ銀行グループより提案を受けた本スキームは、当社の事業及び事業環境の進展による当社株価の上昇に伴い徐々に資金調達ができる点において当社の資金ニーズに合致していること、また、当該手法は、ドイツ銀行グループが独自に開発した手法であり、ドイツ銀行グループは平成19年2月から現在までに、当該手法を用いた資金調達で20件の実績を有しており、当該手法を用いた資金調達を行うには、割当予定先としてドイツ銀行グループを選定するのが最善であると判断致しました。

(注) ドイツ銀行ロンドン支店に対する本新株予約権の発行は、日本証券業協会会員であるドイツ証券株式会社のあっせんを受けて行われたものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

d. 割り当てようとする株式の数

本株式の総数454,100株（内訳は以下のとおり）

サイバーエージェント 454,100株

本新株予約権の目的である株式の総数1,500,000株（内訳は以下のとおり）

第4回新株予約権 600,000株

第5回新株予約権 500,000株

第6回新株予約権 400,000株

e. 株券等の保有方針

サイバーエージェント

本株式について、割当予定先からは、原則として長期保有の方針である旨を口頭で確認しておりますが、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。

なお、当社は、割当予定先が発行日より2年以内に本株式を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面にて報告する旨及び当社が当該内容を取引所に報告し、当該内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約を得る予定です。

ドイツ銀行ロンドン支店

ドイツ銀行ロンドン支店においては、投資銀行業務に基づく投資有価証券として本新株予約権及び本新株予約権の行使により得た株式を保有する予定です。株価の状況等により、保有株式を短期で売却する可能性があります。

f. 払込みに要する資金等の状況

サイバーエージェント

当社は、割当予定先から、本株式の払込金額（発行価額）の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けており、割当予定先の第18期第2四半期報告書（平成27年4月24日提出）に記載されている第18期第2四半期連結会計期間に係る連結貸借対照表から、割当予定先がかかる払込みに要する十分な現預金その他の流動資産を保有していることを確認しているほか、当該資金の払込みについては本株式買取契約において割当予定先の義務として確約されることから、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

ドイツ銀行ロンドン支店

ドイツ銀行ロンドン支店からは、本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けており、割当予定先の直近の半期報告書（平成26年9月29日提出）に記載されている財務諸表等から、純資産額は646億ユーロ（約87,041億円、換算レート1ユーロ134.56円（平成27年5月22日の仲値））（連結、平成26年6月30日現在）であると確認しているほか、当該資金の払込みについては本新株予約権買取契約においてドイツ銀行ロンドン支店の義務として確約されることから、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

g. 割当予定先の実態

サイバーエージェント

当社は、割当予定先が東京証券取引所第1部に上場しており、割当予定先が提出しているコーポレートガバナンス報告書（最終更新日：平成27年4月23日）において、反社会的勢力排除に向け常に危機管理意識を持ち、反社会的勢力に対しては組織として毅然とした態度で対応することを徹底する旨を記載していることを確認しております。

以上のことから、当社は割当予定先並びに役員及び従業員が反社会的勢力とは関係のないものと判断しております。

ドイツ銀行ロンドン支店

割当予定先であるドイツ銀行は、その株式をドイツ連邦共和国内の各証券取引所及び米国ニューヨーク証券取引所に上場しており、ユーロ圏の中央銀行である欧州中央銀行（European Central Bank）及びドイツ連邦共和国の行政機関であるドイツ連邦金融監督庁（Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht（BaFin））の監督及び規制を受けております。また、ドイツ銀行ロンドン支店は、イングランド銀行（Bank of England）（プルーデンス規制機構（Prudential Regulation Authority））及び英国金融行為監督機構（Financial Conduct Authority）の監督及び規制を受けております。

また、ドイツ銀行は本邦にも東京支店を有しており、外国銀行支店として銀行法に基づき金融庁の監督および規制を受けており、ドイツ銀行グループの国内法人であるドイツ証券株式会社は、金融商品取引業者として登録済み（登録番号：関東財務局長（金商）第117号）であり、監督官庁である金融庁の監督及び規制に服するとともに、その業務に関連する国内の自主規制機関（日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会）に所属し、その規則の適用を受けております。

当社は、欧州中央銀行ホームページ、ドイツ連邦金融監督庁ホームページ、英国金融行為監督機構ホームページ、ドイツ銀行のアンニュアルレポート等でドイツ銀行の属するグループが諸外国の監督及び規制の下にある事実について確認しており、また本件の斡旋を行うドイツ証券株式会社の担当者との面談によるヒアリング内容をも踏まえ、同社並びにその役員が暴力若しくは威力を用い又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下本において「反社会的勢力」といいます。）ではなく、かつ反社会的勢力とは関係のないものと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡の際には当社取締役会の承認が必要であります。

3 【発行条件に関する事項】

（1）発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本株式

本株式の発行価額は、本株式の発行に係る取締役会決議の前営業日（平成27年6月10日）における東京証券取引所が公表した当社普通株式の終値に0.9を乗じた金額の1円未満の端数を切り上げた金額である1,101円と致しました。

取締役会決議の前営業日における終値に0.9を乗じた金額を採用することと致しましたのは、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断した上で、当社株式の価格変動が大きい状況の中で割当予定先が負う価格下落リスクに鑑み、決定されました。さらに、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案

しても、当社の業容拡大及び企業価値向上の実現を目的とした今回の資金調達は、当該ディスカウントを行っても事業戦略上不可欠であると考えており、かつ、いわゆる有利発行には該当しないものと判断しております。当社は、上記払込金額の算定根拠につきましては、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日制定）に準拠しているものと考え、割当予定先と十分に協議の上、決定致しました。

なお、本株式の発行価額は、本株式の発行に係る取締役会決議日の前営業日（平成27年6月10日）までの直前1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値である1,202円（小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算について同様に計算しております。）に対して8.40%のディスカウント（小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率又はプレミアム率の数値の計算について同様に計算しております。）、同直前3ヶ月間の終値単純平均値である1,190円に対して7.48%のディスカウント、同直前6ヶ月間の終値単純平均値である1,301円に対して15.37%のディスカウントとなる金額です。

なお、当社監査役3名全員（うち社外監査役が3名）から、本株式の払込金額は、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準にしており、日本証券業協会の指針も勘案して決定されていることから、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見を得ております。

本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項及びドイツ銀行ロンドン支店との間で締結する予定の本新株予約権買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関（株式会社赤坂国際会計、代表者：黒崎 知岳、住所：東京都港区元赤坂1-1-8）に依頼しました。当該第三者算定機関と当社との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、一定株数及び一定期間の制約の中で段階的な権利行使がなされること、行使価額の修正がなされる可能性があること、並びに本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、評価基準日現在の市場環境等を考慮し、当社の株価、ボラティリティ、当社の配当利回り、無リスク利率、当社株式の流動性等について一定の前提を置いた上で、当社の権利行使行動に関して、一定の状況下において当社による行使許可や行使価額修正がなされるという前提条件（行使期間中に一様に分布する任意の時点以降において、行使価格の修正が可能な状況においては、当社が行使価格の上方修正を実施するとともに、割当予定先から行使許可申請がなされた場合にはこれに応じるものとし、それ以降については、本新株予約権が残存する限り当社が当該行動を継続することにより割当予定先の権利行使を促すことを含みます。）を設定するとともに、割当予定先の権利行使行動に関する一定の前提条件（割当予定先の経済合理性に基づき、割当予定先からの行使許可申請がなされること及び当社からの行使許可が得られた場合には出来高の一定割合（12.5%）の株数の範囲内で速やかに権利行使が行われることを含みます。）を設定しています。また、取得条項については当社の意思決定による新株予約権の取得が行われないことを前提として評価を行っています。さらに、新株予約権行使による株式処分コスト及び新株予約権の発行コストについて、他社の公募増資や新株予約権の発行事例に関する検討等を通じて合理的と見積られる一定の水準を想定して評価を実施しています。当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額レンジを参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、ドイツ銀行ロンドン支店との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を、第4回新株予約権は1.4円、第5回新株予約権は0.65円、第6回新株予約権は0.6円とし、本新株予約権の行使価額は当初、平成27年6月10日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を、第4回新株予約権は6.30%、第5回新株予約権は47.18%、第6回新株予約権は71.71%、それぞれ上回る額としました。

本新株予約権の払込金額及び行使価額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額レンジを参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、ドイツ銀行ロンドン支店との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価額は、いずれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断致しました。

なお、監査役3名全員（うち社外監査役3名）から、本新株予約権の払込金額は、上記算定根拠に照らした結果、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見を得ております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本株式の数に本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数を合算した株式数は1,954,100株（議決権数19,541個）であり、平成27年5月31日現在の当社発行済株式総数12,823,560株及び議決権数128,217個を分母とする希薄化率は15.24%（議決権ベースの希薄化率は15.24%）に相当します。

なお、ドイツ銀行ロンドン支店が、本新株予約権を全て行使した上で取得する当社株式を全て保有し、かつ当社が本件の他に新株式発行・自己株式処分・自己株式取得を行わないと仮定した場合、サイバーエージェントに係る割当後の所有株式数は1,514,100株、割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は10.25%となり、ドイツ銀行ロンドン支店に係る割当後の所有株式数は1,500,000株、割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は10.15%となる見込みです。

しかしながら、本新株予約権は原則として当社の行使許可をもってターゲット価格で行使されるため急速な希薄化には一定の歯止めを掛けることが可能であり、前述の通り、本株式及び本新株予約権の発行並びにドイツ銀行ロンドン支店による本新株予約権の行使により調達した資金を、関連事業を行う企業への投資、M&A、マーケティングの充実、人員及び体制強化・人材育成等の費用とすることで、当社事業の中長期的な発展を志向していく予定であることから、将来的に増大することが期待される収益力との比較において、希薄化の規模は合理的であると判断しました。

なお、将来何らかの事由により資金調達の必要性が薄れた場合、又は本スキームより有利な資金調達手段が利用可能となった場合には、当社の判断により、残存する本新株予約権を取得できる条項を付することで、必要以上の希薄化が進行しないように配慮しております。

また、当社株式の現在の流動性、他社による本スキームと同様の方法での資金調達では株価に大きな影響を与えることなく株式を売却できていることを考慮した場合、上記発行数量は、市場で十分に消化可能であると考えております。加えて、当社がドイツ銀行ロンドン支店に対し本新株予約権の行使許可を行う際、その時点における当社株式の出来高および売買代金の状況から流動性を考慮したうえで、行使許可を与える新株予約権数を制限することも可能です。また、ドイツ銀行ロンドン支店より、本新株予約権の行使により取得する当社株式を売却する際は当社株価への影響に配慮する旨の説明を受けております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に対する 所有議決権数の 割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議決権 数に対する所有議 決権数の割合 (%)
吉田浩一郎	東京都渋谷区	4,178,840	32.59	4,178,840	28.28
株式会社サイバーエージェント	東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号	1,060,000	8.27	1,514,100	10.25
ドイツ銀行ロンドン支店（ドイツェバンクアーゲー ロンドン6100） （常任代理人ドイツ証券）	Winchester House, 1 Great Winchester Street, London EC2N 2DB, England, UK （東京都千代田区永田町二丁目11番1号山王パークタワー）	-	-	1,500,000	10.15
株式会社DGインキュベーション	東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号	1,460,000	11.39	1,460,000	9.88
野村真一	埼玉県川口市	390,000	3.04	390,000	2.64
合同会社RSPファンド5号	東京都中央区銀座八丁目4番17号	326,160	2.54	326,160	2.21
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4番地	235,100	1.83	235,100	1.59
サンエイト2号投資事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門一丁目15番7号	226,000	1.76	226,000	1.53

電通デジタル投資事業有限責任組合	東京都中央区築地一丁目13番1号	210,000	1.64	210,000	1.42
松崎良太	東京都世田谷区	200,000	1.56	200,000	1.35
計	-	8,286,100	64.63	10,240,200	69.30

- (注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成27年3月31日現在の株主名簿上の株式数を基準としております。
2. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、割当前の「所有株式数」に、本株式及び本新株予約権の目的である株式の数を加えた株式数によって算出しております。
3. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
4. ドイツ銀行ロンドン支店の「割当後の所有株式数」は、ドイツ銀行ロンドン支店が、本新株予約権を行使した場合に交付される当社株式を全て保有したと仮定した場合の数となります。ドイツ銀行ロンドン支店は、本新株予約権を行使した場合に交付される当社株式の保有方針として、長期間保有する意思を表明しておりません。なお、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第11条は、銀行業を営む会社は、原則他の事業会社(保険会社を除きます。)の総株主の議決権の5%を超えて保有することはできない旨定めておりますので、ドイツ銀行ロンドン支店は、原則として当社発行済株式の5%を超えて保有することはできません。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第1期	第2期	第3期
決算年月	平成24年9月	平成25年9月	平成26年9月
営業収益 (千円)	4,871	51,380	400,219
経常損失 () (千円)	43,064	158,148	5,976
当期純損失 () (千円)	43,305	159,019	8,175
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)			
資本金 (千円)	142,000	692,294	766,844
発行済株式総数 (株)	普通株式 3,300 A種優先株式 625	普通株式 3,300 A種優先株式 938 B種優先株式 1,060	普通株式 10,896,060
純資産額 (千円)	198,694	1,140,262	1,281,187
総資産額 (千円)	225,573	1,304,534	1,665,273
1株当たり純資産額 (円)	0.17	15.13	117.58
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	()	()	()
1株当たり当期純損失 金額 () (円)	6.43	18.87	0.76
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額 (円)			
自己資本比率 (%)	88.1	87.4	76.9
自己資本利益率 (%)			
株価収益率 (倍)			
配当性向 (%)			
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	20,504	35,178	23,527
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)		37,122	20,956
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	241,207	1,096,450	148,548
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	220,702	1,244,852	1,395,972
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用 人員〕 (名)	[]	9 〔2〕	24 〔15〕

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有しておりませんので記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、第1期、第2期及び第3期において、当社株式は非上場であり、期中平均株価を把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
5. 第1期、第2期及び第3期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
6. 株価収益率は、第3期までは当社株式が非上場であるため記載しておりません。
7. 第1期、第2期及び第3期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
8. 当社は配当を行っておりませんので、1株当たり配当額及び配当性向につきましては、それぞれ記載しておりません。
9. 当社は、平成23年11月11日設立のため、第1期は、平成23年11月11日から平成24年9月30日までの10ヵ月と20日間となっております。
10. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(アルバイト・パートタイマー)は年間平均人員を〔 〕内にて外数で記載しております。
11. 平成26年8月26日付で、A種優先株主及びB種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、すべてのA種優先株式及びB種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主及びB種優先株主にA種優先株式及びB種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。またその後平成26年8月27日付で当該A種優先株式及びB種優先株式を消却しております。
12. 当社は、平成26年8月27日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
13. 第1期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。
14. 当社は、平成26年3月19日付で株式1株につき200株の割合で、平成26年9月12日付で株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。
第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額を算定しております。

2 【沿革】

当社の創業者である吉田浩一郎は、インターネット業界における10年以上の経験と過去の起業における経験から、世界的な広がりを見せるシェアリングエコノミーの一つ「クラウドソーシング」が実現する「時間と場所にとらわれない新しい働き方」の可能性に着目し、日本国内での展開を検討、その後当社を設立しております。

年月	概要
平成23年11月	クラウドソーシング（注）サイトの運営を目的として、東京都新宿区においてクラウドワーク株式会社を設立
平成23年11月	社名を株式会社クラウドワークスに変更
平成23年11月	個人投資家5名に対する第三者割当増資を実施
平成23年12月	株式会社サイバーエージェント・ベンチャーズに対する第三者割当増資を実施
平成24年2月	本社を東京都港区赤坂に移転
平成24年3月	クラウドソーシング「クラウドワークス（CrowdWorks）」のサービス開始
平成24年3月	岐阜県と提携し、地域での雇用創出への取り組みを実施
平成24年8月	伊藤忠テクノロジーベンチャーズ株式会社に対する第三者割当増資を実施
平成24年10月	株式会社DGインキュベーション、サンエイト2号投資事業有限責任組合に対する第三者割当増資を実施
平成25年1月	ヤフー株式会社と業務提携し、「Yahoo!クラウドソーシング」とのユーザー基盤連携を開始
平成25年2月	本社を東京都渋谷区道玄坂に移転
平成25年4月	株式会社ベネッセコーポレーションの運営する主婦向けコミュニティサイト「ウィメンズパーク」にコンテンツ提供を開始
平成25年9月	株式会社サイバーエージェント、株式会社DGインキュベーションに対する第三者割当増資を実施
平成25年9月	株式会社テレビ東京と業務提携し、シニア向けクラウドソーシングサービスを開始
平成25年10月	株式会社電通デジタル・ホールディングスに対する第三者割当増資を実施
平成26年1月	株式会社よしもとクリエイティブ・エージェンシーと、若手クリエイター発掘を目指したクラウドソーシングサービス「クリコン」を開始
平成26年2月	国土交通省、総務省、厚生労働省、経済産業省、四省が後援する「第14回テレワーク推進賞」で、最高賞である「会長賞」を受賞
平成26年6月	モノづくりを支援するクラウドソーシングサービス「メイカーズワークス」を開始
平成26年7月	全国のコ・ワーキングスペースや非営利団体と連携し、地域におけるクラウドソーシングの活用促進を図る「クラウドワークス・アンバサダープログラム」を開始
平成26年8月	合同会社RSPファンド5号に対する第三者割当増資を実施
平成26年10月	本社を東京都渋谷区神南に移転
平成26年12月	東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場
平成27年1月	経済産業省創設 第1回「日本ベンチャー大賞」の審査委員会特別賞（ワークスタイル革新賞）を受賞
平成27年4月	会員数、50万人突破

（注）インターネットを利用して不特定多数の人に業務を発注したり、受注者の募集を行うことができるサービスの総称

3 【事業の内容】

当社は「21世紀の新しいワークスタイルを提供する」をミッションに掲げ、個の力を最大限活性化することにより、社会の発展と個人の幸せに貢献していくことを目的に事業を展開しております。

「学校を卒業直後に特定の企業に正社員として終身雇用され、定年を迎えて年金生活を送る」といった、多くの日本人が当たり前としてきた働き方は、もはや過去のものとなりました。リクルートワークス研究所「人材マーケット予測2015」によれば、日本における「正社員」比率は2002年の53.3%から2015年には45.2%にまで減少するといわれています。「非正規労働者」への依存度が高まる一方で、非正規労働者や特定の企業に属さない個人・フリーランスは、収入の不安定さを抱え、スキルアップのための教育機会や社会保障を得にくいなど、社会的に不利な立場に置かれることが多いのが実情です。当社は、この「正社員でなければワーキングプア」という二元論的構造を脱却し、多くの個人が働くインフラを構築することで、専門性の高いプロフェッショナルに企業の枠を超えて活躍する機会を、働き口不足に悩む地方在住者や若者に働く機会を提供したいと考えています。また、就業意欲がありながら育児や介護を理由に退職を選んだ女性、定年退職後も社会に貢献したいと考える活力あるシニアなど、現在の社会構造の中で埋もれた潜在労働力を掘り起し、社会全体を活性化したいと考えております。

また、企業においては、新たな人材活用のあり方が求められています。その背景の一つは、熾烈を極めるグローバル競争と長引くデフレの下、必要なときに必要なスキル・人材を柔軟に調達し、固定費を抑制したいというニーズの高まりです。特に、世界的に見ても少子高齢化が進行し、製造業からサービス業への産業構造変化が進む日本では、各企業が求めるスキルを持つ人材の獲得は今後も困難さが増すと考えられます。そしてまた、あらゆるもののコモディティ化が進む現代において、新たな価値創出により価格競争から脱却すべく、積極的に社外の人材やアイデアを活用する「オープンイノベーション」の概念への期待が高まっています。

当社が運営するクラウドソーシングサービス「クラウドワークス（CrowdWorks）」は、個人にとっての新しい働き方、そして企業にとっての新しい人材活用のあり方を提供するものと考えております。クラウドソーシングは、インターネットを活用することで、世界中の企業と個人が直接つながり、仕事の受発注を行うことができるサービスです。個人の時間の空き枠やスキルを社会全体でシェアできることから、世界的に広がりを見せる「シェアリングエコノミー」の一つとされています。

インターネット上で仕事の応募から報酬の受け取りまでを完結することができるため、個人は時間と場所にとらわれない新しいワークスタイルを獲得することができます。他方、企業は、多様なスキルを持った個人にオンラインでダイレクトにアクセスすることで、人材調達にかかる時間の大幅な短縮や費用対効果の向上が可能となります。また、消費者やユーザー、各方面の専門家など社外から広くアイデアを集めることも可能であり、研究開発や企画・マーケティングの分野に革新と共感をもたらすことができます。

「クラウドワークス」は平成24年3月にサービスを開始し、登録ユーザー数（注1）は60万人（平成27年5月現在）を超えております。総契約額も大きく成長を続け、直近四半期では656百万円（第4期第2四半期会計期間）を突破いたしました。外務省、経済産業省など政府6省や、京都府、宮崎県、大阪市など約20の都道府県・地方自治体、自動車、通信、食品、教育、広告、メディアなど幅広い業種の大手企業・上場企業を含む9万社（平成27年5月現在）にクライアント（発注者）として活用いただいております。一度仕事を発注いただいた約半数のクライアントに継続利用いただいております。（注2）

（注1）ユーザーは、「クラウドワークス」に会員登録したメンバー及びクライアントの累計数になります。また、一度も仕事の受注若しくは発注を行ったことのない非アクティブなメンバー及びクライアントも含まれております。

（注2）「クラウドワークス」上で二回以上仕事を登録したクライアントを継続利用クライアントと定義しております。

当社は、以下の形態にてサービスの提供をしております。

「クラウドワークス」上で仕事のマッチングを行うプラットフォームサービス
当社と発注企業が直接契約を結ぶエンタープライズサービス

「クラウドワークス」の各サービスの主な特徴は以下のとおりであります。

<プラットフォームサービス>

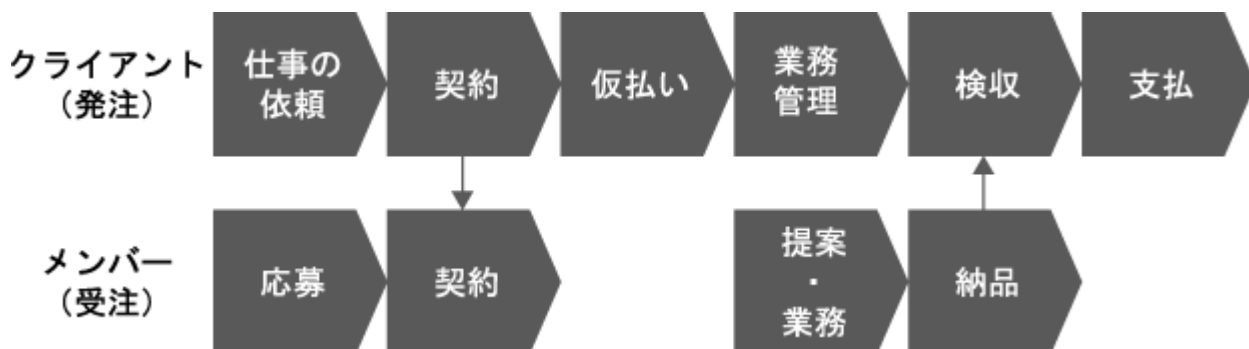
開発・デザインからモノづくりまで幅広いジャンルの仕事の受発注が可能

「クラウドワークス」では、アプリやソフトウェアの開発、ホームページ制作、ロゴやバナー、チラシなどのデザイン、記事作成やネーミングなどのライティング、データ入力やリスト作成などの事務作業をはじめとした188カテゴリ（平成26年9月現在）の仕事を依頼することができるようになっております。また、クラウドソーシングによるモノづくりをサポートするプラットフォーム「メイカーズワークス」では、商品企画やプロダクトデザイン、機構設計、回路設計などのハードウェア設計、建築設計、CADや3Dプリンター用データ作成などの分野を対象を広げ、製造業・建設業の仕事が発注できるしくみを整備しております。

受発注プロセスのすべてがオンライン上で完結

クライアントは、「クラウドワークス」上のフォームに必要な事項を入力するだけで、世界108ヶ国の多様なスキルを持った個人に対し、仕事を依頼することができます。依頼した仕事に対してメンバー（受注者）から募集があった場合、あるいは「クラウドワークス」上でメンバーのプロフィールを閲覧し希望に合致する人材を見つけた場合、そのメンバーに直接アクセスし、スキルや報酬などの条件が合意に至れば、その場で契約を締結できます。その後メンバーは業務を行い、クライアントがその成果物を検収した後でメンバーに報酬が支払われます。このように、「クラウドワークス」では発注から契約、業務管理、納品、検収、支払いの一連のプロセスをオンライン上で完結することができます。

また、メンバーは「クラウドワークス」上に登録されている様々な仕事の中から自分のスキルに合った仕事を探し、自由に応募・提案することができます。業務の進行は原則として「クラウドワークス」上のメッセージツールなどを用いて行うため、場所や時間にとらわれずに仕事を行い、報酬を得ることが可能です。



仕事の依頼・契約まで無料で利用可能

「クラウドワークス」では会員登録、仕事の依頼・応募、クライアント・メンバー間での契約締結までを無料でご利用いただけるサービスとなっております。実際にメンバーが「クラウドワークス」上で仕事を行った後、当社が契約金額の一部をシステム利用料として受け取る方式となっております。

安心に取引できる決済システム

クライアントとメンバーは取引を行う際、「クラウドワークス」上で業務委託契約を締結することとなりますが、金銭のやり取りについては当社を通して行われ、直接ユーザー同士が行うことはありません。そのため、業務を行ったにもかかわらず報酬を獲得できない、報酬を支払ったのに業務が行われないといったトラブルを回避し、安心して取引を行っていただけるサービスとなっております。

依頼したい内容に合わせて選べる発注形式

「クラウドワークス」では、依頼したい仕事の内容によって「コンペ形式」「タスク形式」「プロジェクト形式（固定報酬制）」「プロジェクト形式（時給制）」の4種類の発注形式を選ぶことができます。

「コンペ形式」は不特定多数の個人から提案を募集し、集まった提案の中から最も希望に合ったものを採用し、採用案にのみ報酬を支払う発注形式で、ロゴデザインやネーミングなど広くアイデアを募りたい場合に適しています。

「タスク形式」は特定のスキルを必要としない定型的な仕事を大量に発注したい場合に全体の発注量と単価を決めて依頼し、複数の人と契約する発注形式です。

「プロジェクト形式（固定報酬制）」はアプリ開発やホームページ制作など成果物が明確で、専門性の高いスキルを持ったプロフェッショナルに依頼したい場合に適し、候補となるメンバーの実績や作業計画の提案を参考に、個別に条件や報酬を交渉してから契約を結びます。

「プロジェクト形式（時給制）」では、メンバーの業務開始・終了を記録することのできるシステムを活用し、業務中の画面、業務内容などをクライアントに自動的に送信することができます。これによりクライアントはメンバーがいつどのような仕事を行っているかを把握することが可能になり、メンバーもクライアントに業務内容を報告する手間を省くことを実現しております。時給制での契約は、求めるスキルを持ったメンバーと継続的な取引を行うことに適し、あたかも社外にバーチャルなチームを持つ感覚を得られます。

取引終了後の相互評価と実績の蓄積

取引が終了する度、クライアントとメンバーは「スキル」「品質」「締め切り」「コミュニケーション」「協力的姿勢」の5つの項目を相互に評価し、その結果が「クラウドワークス」上で公開されます。過去の取引実績と評価が参照されることにより、クライアントは評価の高いメンバーを選んで発注することができ、メンバーは自らのスキルや実績を証明することにより多くの指名を受けたり、より高い報酬で仕事を受注したりすることができます。また、評価の低いクライアントが依頼した仕事はメンバーから選ばれず契約が成立しにくくなるため、業務をスムーズに進めるためのクライアントの努力を促し、受発注者双方の立場を対等にします。

完全内製による「フルスタッフ・ユーザーサポート」

クラウドソーシングの普及は、未だ発展途上にあり、発注者も受注者も多くの不安を抱えていることがあります。当社は「クラウドワークス」利用者が安心、円滑にサービスを利用できるよう、社内に完全内製のユーザーサポート体制を整備しております。当社は、機能面の差別化が難しく、容易に模倣されやすいインターネットサービスにおいて、数値化されないユーザー体験（UX）の蓄積こそがユーザーに選ばれる最終的な要素であり競争力の源泉であると考えためです。ユーザーサポートを外部委託せず社内に置くことで、リアルなユーザーの声を直接収集し、それを迅速に社内共有した上で当事者意識をもって対応し、サービス設計に反映させていくことが可能となります。

<エンタープライズサービス>

ソリューション提案に強みを持つ営業体制

大企業が新しいスキームであるクラウドソーシングを利用し、個人への発注を行うことは、内規上のハードルがあることが通常です。当社は、大企業の業務オペレーションや法務、社内決裁プロセスに精通した上で、大企業のニーズに応じたサービスのカスタマイズやソリューションの提案、発注担当が企業内の稟議を通すための支援を積極的に行っています。

確実な品質・納期管理としくみ化を実現する社内ディレクション体制

エンタープライズサービスにより当社が直接受託した案件については、社内ディレクションチームが「クラウドワークス」上のメンバーに仕事の発注を行っています。複雑・大量の案件を適切に分解した上で、オンライン上で多数のメンバーと同時に契約し、成果物の質と納期を守るべく安全確実に業務管理を行うには、多数の試行錯誤と創意工夫が必要です。当社は平成25年末に本格的な体制を立ち上げ、レギュレーションの整備、業務プロセスの構築、自動化ツールの開発・導入を進めたことにより、大量のタスク案件を処理するオペレーションを短期間で構築することに成功しました。今後、エンタープライズサービスによる契約が拡大することに伴い、案件数・複雑度・仕事の種類ともに大きく拡大することが予想されますが、人手をできるだけ介さず工数とミスを最小化するしくみを継続的に開発してまいります。

また、ミッションである「21世紀の新しいワークスタイルを提供する」の下、当社は「クラウドワークス」のサービス拡充を通じて、以下の4点について貢献していきたいと考えております。

地域活性化

日本全国どこでも同じ条件で仕事を受注できるというクラウドソーシングのメリットを活かし、仕事の数が少ない地域において、新たな雇用を生み出していきます。また、人手不足に悩む地域の中小企業がクラウドソーシングによって適切な人材にアクセスできるようにすることで、地域経済の活性化に貢献してまいります。平成26年7月には、地域在住者のITリテラシーや受発注スキルの不足を補うため、各地のコ・ワーキングスペースや地元ネットワークを持つ団体と提携し、人が介在する形でクラウドソーシングの活用をサポートする「クラウドワークス・アンバサダープログラム」を開始し、32都道府県46団体(平成26年9月現在)との連携体制を構築しております。

女性、シニアの活躍促進

クラウドソーシングでは、時間と場所にとらわれずに仕事ができることから、育児・介護を理由に企業を退職した女性に在宅でスキルを活かして働く機会と収入源を提供することができます。また、企業を定年退職後もスキルと意欲を持つシニアが、仕事を通じて活躍できる機会を提供します。

人材育成

「クラウドワークス」内で、スキルアップを行うことのできる教育プログラムを拡充することで、メンバーが収入を増やし、よりハイレベルな仕事や未経験の仕事にチャレンジする機会を提供したいと考えております。当社はこれまでに、日本マイクロソフト株式会社と、エンジニア向けに同社のツール活用方法の教育プログラムを提供し、その修了を証明するライセンスを発行してメンバーのプロフィールに表記できる取り組みをしています。また、株式会社サンケイリビング新聞社とはライティングスキル向上のためのEラーニングプログラムを開発し、メンバーに無料で提供しています。さらに、都道府県・地方自治体と連携し、在宅ワーカーのスキルアップを目指す教育プログラムの開発・提供にも取り組んでおります。

個人の信用形成

「クラウドワークス」で働いた実績や取引の評価が見える化することで、現在、賃貸契約や融資などで与信が得にくい個人事業主が社会的信用を得やすくなると考えます。また、育児や介護を理由に企業を退職した女性などが「クラウドワークス」を活用し、自分のペースを守りながら自宅で仕事を続け、継続的にスキルを磨く機会を得ていたことを取引実績により証明することで、育児・介護期間をブランクにすることなく、再就職しやすいしくみを作ることができます。当社は、企業に属さない個人のキャリアを蓄積し証明しうる社会インフラを構築したいと考えております。

「クラウドワークス」のサービス開始から現在にいたるまでの総契約額（注）の推移は以下の通りであります。

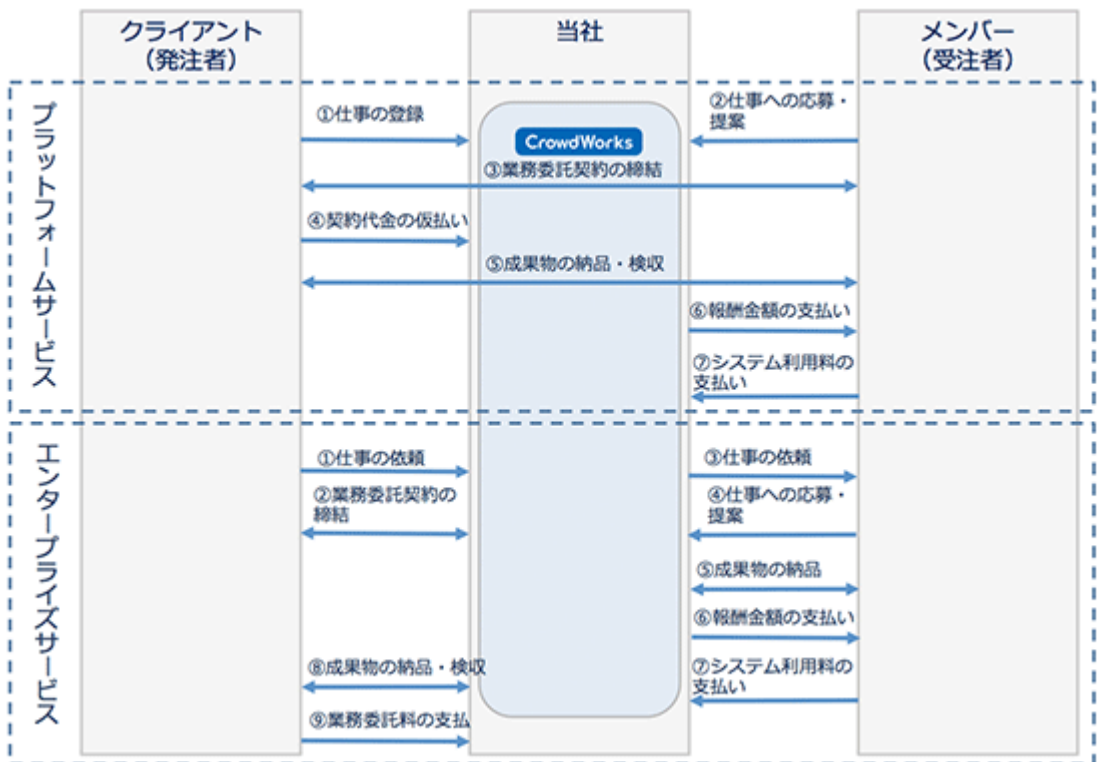
回次 決算年月	総契約額（千円）	前四半期比 （％）
第1期第2四半期 平成24年3月	525	
第1期第3四半期 平成24年6月	20,774	3,954.7
第1期第4四半期 平成24年9月	35,121	169.1
第2期第1四半期 平成24年12月	59,138	168.4
第2期第2四半期 平成25年3月	95,028	160.7
第2期第3四半期 平成25年6月	132,734	139.7
第2期第4四半期 平成25年9月	202,936	152.9
第3期第1四半期 平成25年12月	286,582	141.2
第3期第2四半期 平成26年3月	333,602	116.4
第3期第3四半期 平成26年6月	381,076	114.2
第3期第4四半期 平成26年9月	499,843	131.2
第4期第1四半期 平成26年12月	476,104	95.2
第4期第2四半期 平成27年3月	656,758	137.9

（注）総契約額は、プラットフォームサービスにおいて契約がされた金額と、エンタープライズサービスにおいてクライアントから受注した業務委託料及び広告掲載料を含めております。

「クラウドワークス」では、下記の手数料をクライアント及びメンバーから受領し、営業収益として計上しております。

事業	サービス	対象	収益
クラウドソーシング事業 「クラウドワークス」	プラットフォーム	メンバー(受注者)	システム利用料として報酬確定金額の5~20% (契約金額により変動)
		クライアント(発注者)	仕事を依頼する際に応募を多く集めるための有料オプションとして4,000円~12,000円 (クライアントが仕事依頼時に任意で選択)
	エンタープライズ	クライアント(発注者)	当社が直接の業務委託先となる場合の 管理進行手数料 「クラウドワークス」への広告掲載料
			導入支援、コンサルティング、OEM提供等

以上述べた事項を事業系統図によって示すと以下の通りであります。



(注) エンタープライズサービスは、クライアント(発注者)からの業務委託料からメンバー(メンバー)への報酬金額を除いた金額を営業収益として計上しております。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成27年5月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
86(38)	29.9	0.5	5,375

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む。)は、最近1年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社はクラウドソーシング事業の単一セグメントであるため、セグメント情報との関連については記載していません。
4. 第3期事業年度末に比べ従業員数が62名増加しております。主な理由は、事業の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

当社は、第4期第1四半期会計期間から四半期財務諸表を作成しているため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っていません。

(1) 業績

第3期事業年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）

第3期事業年度におけるわが国経済は、日銀による金融緩和策や米国経済の緩やかな回復の影響により円安・株高基調が継続し、企業業績の回復が続きました。一方で消費税増税前の駆け込み需要の反動や円安による原材料価格等の上昇により、景気の先行きに関しては不透明感も残っております。

そのような経済環境において、企業による正社員中心採用のより一層の見直しや、労働に対する価値観の多様化により、国内では正社員比率の減少傾向が続いており、非正社員比率が平成25年平均で過去最高の36.7%（出典：総務省「労働力調査」）となる等、より一層多様な働き方が広がりつつあります。

国内クラウドソーシング市場に関しましても、そのような多様な働き方の広がりを受け、矢野経済研究所が発表した「クラウドソーシング市場に関する調査結果2014」によると、日本国内の平成25年度の仕事依頼金額ベースでの市場規模は前年度比202%の215億円となる等、急速な成長を続けております。

このような状況下において当社は「21世紀の新しいワークスタイルを提供する」というミッションのもと、効率的な広告・宣伝やサービス力の強化、それを支える人材の採用・育成を通し、多様な働き方を世の中に提供することで、会員数の増加と事業の拡大に努めてまいりました。また、当社のエンタープライズ事業を積極的に推進し、大企業を中心に企業のクラウドソーシングの導入支援も行ってまいりました。以上の取り組みにより、第3期事業年度は当サービス上での流通量が大きく増加いたしました。

その結果、当社の第3期事業年度の業績につきましては、営業収益400,219千円（前事業年度比678.9%増）、営業損失6,150千円（前事業年度は営業損失153,989千円）、経常損失5,976千円（前事業年度は経常損失158,148千円）、当期純損失は8,175千円（前事業年度は当期純損失159,019千円）となりました。

なお、当社は、クラウドソーシング事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

第4期第2四半期累計期間（自 平成26年10月1日 至 平成27年3月31日）

第4期第2四半期累計期間における我が国経済は、政権による経済政策や日銀による金融緩和を背景に引き続き円安・株高が進行し、個人消費や企業業績が持ち直す等、国内景気は緩やかな回復基調が続いております。

そのような経済環境において、新しい働き方を求める風潮が一段と強まり、従来の一般的な働き方であった「正社員」の減少傾向が続いております。総務省の『労働力調査』によりますと第4期第2四半期会計期間での「非正規の職員・従業員」比率は37.7%を記録し、9期連続で増加しており、企業による正社員中心の採用の見直しと相まって、働き方に対する価値観が継続的に変化をしております。

このような環境の中、当社は『「働く」を通して人々に笑顔を』というミッションの下、新しい働き方の選択肢を提供すべく事業を推進してまいりました。プラットフォームサービスにおいては、積極的な投資を行ったことで会員数が大幅に増加し、第4期第2四半期末において会員数が50万名を突破いたしました。また、エンタープライズサービスにおいては引き続き営業体制の強化を図ったことで、大企業を中心に多くの企業でクラウドソーシングの普及が進みました。今後もより多くの企業の経営課題の解決に貢献し、当社サービスの導入が進むよう、充実した営業体制を活用し、エンタープライズサービス領域ではより幅広いサービスの提供に取り組んでまいります。

以上の結果、第4期第2四半期累計期間の営業収益は365,787千円、営業損失は283,911千円、経常損失は287,170千円、四半期純損失は295,774千円となりました。

なお、当社はクラウドソーシング事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

第3期事業年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）

第3期事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は前事業年度末より151,120千円増加し、1,395,972千円となりました。第3期事業年度におけるキャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

第3期事業年度において営業活動により得られた資金は、23,527千円（前事業年度は35,178千円の支出）となりました。

これは主に、当社「クラウドワークス」サービスの取引高増加により売上債権が121,230千円、未収入金が62,746千円増加した一方で、預り金が167,641千円増加したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

第3期事業年度において投資活動により支出した資金は、20,956千円（前事業年度は37,122千円の支出）となりました。

これは主に、定期預金の払戻による収入30,000千円があった一方で、本社移転に伴う敷金の差入による支出49,219千円があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

第3期事業年度において財務活動により得られた資金は、148,548千円（前事業年度は1,096,450千円の収入）となりました。

これは、株式の発行による収入148,548千円があったことによるものであります。

第4期第2四半期累計期間（自 平成26年10月1日 至 平成27年3月31日）

第4期第2四半期累計期間末における現金及び現金同等物の残高は前事業年度末に比べ1,153,919千円増加し、2,549,892千円となりました。第4期第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

第4期第2四半期累計期間において営業活動により支出した資金は92,187千円となりました。これは、主に税引前四半期純損失289,231千円を計上した一方、未払金および預り金がそれぞれ128,134千円、110,200千円増加したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

第4期第2四半期累計期間において投資活動により支出した資金は96,853千円となりました。これは主に本社移転等に伴う有形固定資産の取得による支出32,309千円及び投資有価証券の取得による支出60,509千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

第4期第2四半期累計期間において財務活動により獲得した資金は1,342,961千円の増加となりました。これは株式の発行による収入であります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

生産に該当する事項が無いため、生産実績に関する記載はしていません。

(2) 受注実績

受注生産を行っていませんので、受注状況に関する記載はしていません。

(3) 販売実績

第3期事業年度及び第4期第2四半期累計期間の販売実績は次のとおりであります。

サービスの名称	第3期事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)		第4期第2四半期累計期間 (自 平成26年10月1日 至 平成27年3月31日)
	販売高(千円)	前年同期比 (%)	販売高(千円)
プラットフォームサービス	167,989	354.0	169,263
エンタープライズサービス	232,229	5,912.1	196,524
管理進行手数料	154,829	3,941.7	153,571
その他	77,400		42,953
合計	400,219	778.9	365,787

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社の事業セグメントは、クラウドソーシング事業の単一セグメントであるため、サービス別の販売実績を記載しております。

3. その他には、クラウドソーシング事業に関する導入支援業務、コンサルティング、OEMによる提供等を含みます。

3 【対処すべき課題】

当社が対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

(1) 国内クラウドソーシング市場の拡大

当社が事業を展開する国内クラウドソーシング市場は、矢野経済研究所が発表した「クラウドソーシング市場に関する調査結果2014」によると、日本国内の平成25年度の仕事依頼金額ベースの市場規模は、前年度比202%の215億円であり、平成30年度には1,820億円に達すると予測されています。

このように、急速な成長を続けるクラウドソーシング市場の中で、リーディングカンパニーの1社として市場を牽引する立場であり続けることが当社の成長においても重要であると考えており、平成26年5月に業界団体となる「クラウドソーシング協会」を設立し、当社代表が代表理事を務めるなど、国内クラウドソーシング市場の形成と発展に取り組んでおります。同時に、企業におけるクラウドソーシング活用や在宅ワークの社会的普及を促すべく、政府・地方自治体などと連携した取り組みをさらに強化してまいります。当該市場の拡大や業界の認知向上により、当社は国内クラウドソーシング市場における1事業年度での総契約額100億円の早期達成を目指し事業を推進してまいります。

(2) サービスの認知度向上

当社が今後も高い成長率を持続していくためには、「クラウドワークス」の認知度を向上させ、新規ユーザーを獲得することが必要不可欠であると考えております。従来、積極的な広報活動に加え、インターネットを活用したマーケティング・広告活動、大手企業との提携などにより認知度向上に向けた取り組みを行ってまいりましたが、今後、これらの活動をより一層強化・推進してまいります。

(3) 大企業クライアントの開拓と深耕

社会的影響力が強く、人材ニーズが大きい大企業との取引を増やすことは、クラウドソーシングの普及と当社の営業収益拡大において非常に重要な意味を持ちます。当社は、大企業クライアントを開拓し、継続的な取引を実現するため、エンタープライズサービスを立ち上げ、大企業独特の課題、内規やオペレーションに応じたサービスのカスタマイズとソリューション提案の強化を図っております。今後、広告代理店や情報サービス企業などの重点クライアントに対する営業体制の強化や、既に大手製造業、印刷業と検討を進めている特定企業専用システムの構築、各種展示会やセミナーなどオフラインでのイベントを活用した新規開拓リストの獲得など、取り組むべき課題は多岐に渡り、これを実行するために営業人員の採用と育成が急務と考えております。

(4) 幅広い業務への対応

現在「クラウドワークス」では188カテゴリ(平成26年9月現在)の仕事の受発注が可能となっており、フリーランスのエンジニア・デザイナーをはじめ、主婦・シニア層まで幅広い方にご利用いただくことのできるサービスになっております。また、平成26年6月にクラウドソーシングによるモノづくりを支援するプラットフォーム「メイカーズワークス」を立ち上げるなど、仕事の多様性が従来以上に増してきております。今後、サービスをより成長させていくためには、従来オンラインで完結することが難しいと考えられている業務を含め、より多くのカテゴリの仕事に対応するサービスにする必要があると考えております。そのため、多くのカテゴリに最適化させるためのシステム改修や、カテゴリ特化型のクラウドソーシングプラットフォームとの提携を進めてまいります。

（５）取引データの蓄積・解析体制の強化

「クラウドワークス」上での取引の情報は、日々当社データベースに蓄積されています。当社では現在、500以上の指標を自動生成する管理システム「Genius」を独自開発し、「クラウドワークス」上での取引やユーザーの動きを把握し、PDCAサイクルを高速で回せるしくみを整備しておりますが、より高度なデータ活用を行っていく必要があると考えております。どのようなクライアントがどのような仕事をどのような単価で発注したか、どのようなスキルや実績を持つメンバーが仕事を受注した結果、クライアントからどのような評価を得たかという、クラウドソーシングプラットフォームならではの情報をビッグデータとして蓄積し、独自に解析することで、仕事とメンバーのマッチング率を高めたり、各メンバーが報酬水準を上げていくために習得すべきスキルを提案し教育プログラムの受講を促すなど、サービスレベルとユーザーのロイヤリティを向上させていくことが今後のサービス拡充においては必要不可欠であると考えております。そのため、取引を通じて取得するデータの整備とこれを独自に解析していくための体制構築に取り組んでまいります。

（６）サービスの安全性及び健全性の確保

「クラウドワークス」では、サービス内でユーザー同士がメッセージなどを通じてコミュニケーションを行い、原則として非対面で業務を進行することから、より安心・安全に取引を行うことができるように、サービスの安全性及び健全性の確保が最も重要な課題であると考えております。利用規約や各種ガイドラインを制定しており、安心・安全に取引が行われるような環境を整備しておりますが、今後も継続的な取り組みを行ってまいります。

（７）情報管理体制の強化

「クラウドワークス」では、ユーザーの個人情報を多く預かっており、その情報管理を強化していくことが重要であると考えております。現在、個人情報保護方針及び社内規程に基づき管理を徹底しておりますが、今後も社内教育・研修の実施やシステムの整備などを継続して行なってまいります。

（８）システムの安定性強化

当社の運営する「クラウドワークス」はインターネットを介したサービス提供を行っているため、そのシステムを安定的に稼働させることが重要になります。そのために、突発的なアクセス増加にも耐えられるようなサーバー設備の強化や、そのための人員確保、教育・研修の実施などに努めてまいります。

（９）組織体制の整備

当社の継続的な成長には、事業拡大に応じて優秀な人材を採用し、組織体制を整備していくことが重要であると考えております。当社の理念に共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくために、積極的な採用活動を行っていくとともに、従業員が働きやすい環境の整備、人事制度の構築を行ってまいります。

4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項には、以下のようなものがあります。

また、必ずしもリスク要因には該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業環境に関するリスク

国内クラウドソーシング市場について

当社が事業を展開する国内クラウドソーシング市場は、矢野経済研究所が発表した「クラウドソーシング市場に関する調査結果2014」によると平成25年度推計で215億円であり、平成25年度から平成30年度までの年平均成長率は53.3%で推移、平成30年度に1,820億円に達すると予測されており、今後も継続的な拡大が見込まれています。

これは、多額の初期投資を要し機能変更が難しい自前構築のサーバーが、月額課金のASPサービス、従量課金で常に最新の機能を備えたクラウドサービスへと移行していったように、人材調達の方法がフルタイムの直接雇用から人材派遣、そして、必要な時に求めるスキルやアイデアを調達できるクラウドソーシングに移行していくというトレンドに後押しされるためと考えております。クラウドソーシングの周辺領域には、ソフトウェア開発受託やデザイン、ビジネスプロセスアウトソーシング、人材派遣、求人広告などの幅広い市場が存在します。クラウドソーシング市場は、これらの周辺市場からの流入に加え、現在は潜在労働力となっている専業主婦やシニア、失業者などの新たな収入源として拡大する余地があると考えております。

しかしながら、上記の予測通りにクラウドソーシング市場が拡大しなかった場合には、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

競合他社の動向について

現在、国内でクラウドソーシング事業を展開する競合企業が複数存在しており、また、今後の市場規模拡大に伴い新規参入が相次ぐと考えております。当社は幅広いカテゴリの仕事に対応できるサービス構築を進めるとともに、積極的な広報活動やカスタマーサポートの充実に取り組んでおり、市場における優位性を構築し、競争力を向上させてまいりました。

今後もユーザー目線に立ってサービスをより充実させていくと同時に、知名度向上に向けた取り組みを積極的に行ってまいりますが、海外大手クラウドソーシング事業者の本格的な日本進出や、新規参入により競争が激化した場合には、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

新規機能の開発について

当社では、次の成長の種を模索するため、「クラウドワークス」のユーザー基盤を活用した新規機能の開発を適宜ユーザーのニーズを汲み取りながら行っていきたいと考えております。

しかしながら、新規機能の開発が想定通りに立ち上がらなかった場合には、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

サイトの安全性及び健全性確保について

当社が運営する「クラウドワークス」では、不特定多数のユーザー同士がサービス内でメッセージ機能などを利用してコミュニケーションを図ることにより取引を行っており、これらのコミュニケーションを通じて、個人情報の流出や、違法行為が行われる危険性があります。当社では、このような行為が行われることを防ぐため、利用規約及び各種ガイドラインを制定しております。また、「クラウドワークス」内に違反報告制度を設けており、ユーザーが違反を発見した場合には、当社宛に通知が届くしくみになっており、報告を元に適切な対応を行っております。

しかしながら、「クラウドワークス」内において利用規約及び各種ガイドラインに反したトラブルが発生した場合には、当社が責任を問われる可能性があるほか、当社サービスの信用力低下やイメージ悪化を招き、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

システムトラブルについて

当社の事業は、すべてインターネットを介して行われており、そのサービス基盤はインターネットに接続するための通信ネットワークに依存をしております。安定的なサービス運営を行うために、サーバー設備等の強化や社内体制の構築を行っておりますが、アクセスの急激な増加等による負荷の拡大や地震などの自然災害や事故などにより予期せぬトラブルが発生し、大規模なシステム障害が起こった場合には、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

クラウドソーシング事業への依存について

当社の営業収益は、単一事業であるクラウドソーシング事業による収益のみとなっております。今後もクラウドソーシング市場が拡大していることに加え、ユーザー数の増加やサービスの拡充などにより、収益規模は拡大していくものと考えておりますが、当社の運営する「クラウドワークス」の利用者の減少や市場規模の縮小などの要因などによりクラウドソーシング事業の営業収益が減少した場合には、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業体制に関するリスク

社歴が浅いことについて

当社は平成23年11月に設立された社歴の浅い会社であるため、期間業績比較を行うために十分な期間の財務情報を得られず、過年度の業績のみでは今後の業績を判断する情報としては不十分な可能性があります。

小規模組織であることについて

当社は本書提出日現在、従業員数が90名と小規模な組織であり、内部管理体制もそれに応じたものとなっております。今後、事業の成長とともに人員の採用及び育成を行っていくとともに、内部管理体制の強化を行っていく方針ですが、人員採用などが適切に行えなかった場合、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

特定人物への依存について

当社の代表取締役社長である吉田浩一郎は、当社の創業者であり、設立以来、最高経営責任者として経営方針や事業戦略の立案・決定及びその遂行において重要な役割を果たしております。

当社では、最高財務責任者及び最高技術責任者を吉田の他に定めるなど、同氏に過度に依存しない経営体制の構築を進めておりますが、何らかの理由により同氏が当社の業務を継続することが困難となった場合、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

優秀な人材の獲得・育成について

当社は、今後の企業規模の拡大に伴い、当社の理念に共感し高い意欲を持った優秀な人材を継続的に採用し、強固な組織を構築していくことが重要であると考えております。今後、積極的な採用活動を行っていく予定ですが、当社の求める人材が十分に確保・育成できなかった場合や人材流出が進んだ場合には、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

内部管理体制の構築について

当社の継続的な成長のためには、コーポレート・ガバナンスが適切に機能することが必要不可欠であると認識をしており、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保、各社内規程及び法令遵守を徹底してまいりますが、事業が急拡大することにより、コーポレート・ガバナンスが有効に機能しなかった場合には、適切な業務運営を行うことができず、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

（３）法的規制に関するリスク

個人情報保護について

当社が運営する「クラウドワークス」では、メールアドレスをはじめとする利用者本人を識別することができる個人情報を保有しており、「個人情報の保護に関する法律」の適用を受けております。これらの個人情報については、個人情報保護方針に基づき適切に管理するとともに、社内規程として個人情報保護規程を定めており、社内教育の徹底と管理体制の構築を行っております。

しかしながら、何らかの理由でこれらの個人情報が外部に流出したり、悪用されるといった事態が発生した場合には、当社の事業及び業績並びに企業としての社会的信用力に影響を及ぼす可能性があります。

法的規制について

当社が運営する「クラウドワークス」は、「電気通信事業法」、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」、「特定商取引に関する法律」、「プロバイダ責任制限法」、「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」等といった法規制の対象となっております。

これらの法規制を遵守した運営を行ってきており、今後も社内教育や体制の構築などを行っていく予定です。また、平成26年5月には業界団体となる「クラウドソーシング協会」を設立し、業界として独自規制の制定を検討するなど、業界全体の健全性向上に努めております。しかし、今後新たな法令の制定や、既存法令の強化などが行われ、当社が運営する事業が規制の対象となるなど制約を受ける場合には、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権について

当社では、当社が運営する事業に関する知的財産権の獲得に努めるとともに、運営する「クラウドワークス」内においては、違反報告制度を導入するなど、第三者の知的財産権侵害などが起こらないような管理体制の構築を行っております。また、エンタープライズサービスにおいては、納品された成果物に関して、知的財産権の侵害が行われていないことを当社内において確認する体制を構築しております。

しかしながら、当社の認識していない知的財産権が既に成立していることにより当社の事業運営が制約を受ける場合や、第三者の知的財産権侵害が発覚した場合などにおいては、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

（４）その他

継続的な投資と経常赤字について

当社は、継続的な成長のため、認知度の向上、ユーザー数の拡大、大企業を中心としたクライアントの開拓・深耕などに取り組んでいかなければならないと考えております。会社設立以降、これら取り組みを積極的に進めていることもあり、第3期までの業績は経常赤字となっております。

今後は、総契約額100億円の実現という経営計画のテーマのもと、大手クライアント等の獲得を目指し、これまで以上に営業や開発などにおける優秀な人材の採用を積極的に行うとともに、知名度と信頼度の向上のための広報・PR活動、ユーザー獲得のためのマーケティングコスト投下などを積極的に進め、営業収益拡大に向けた取り組みを行っていく方針であります。特に第4期第2四半期累計期間においては、新規上場時の公募増資による調達資金を活用した投資を促進しており、先行的な投資の実施により引き続き、経常赤字を計上しております。

なお、想定どおりの採用が進まない場合、マーケティングPR等活動の効果が得られない場合には、中期経営計画が達成できない可能性や、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

配当政策について

当社は株主還元を適切に行っていくことが重要であると認識しており、剰余金の配当については、内部留保とのバランスを考慮して適切な配当の実施をしていくことを基本方針としております。

しかしながら、現時点では事業も成長段階にあることから内部留保の充実が重要であると考え、配当を行っておらず、今後の配当実施の可能性及び実施時期については未定であります。

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、当社取締役、従業員に対するインセンティブを目的とし、新株予約権（以下「ストック・オプション」という。）を付与しております。これらのストック・オプションが権利行使された場合には、保有株式の価値が希薄化する可能性があります。平成27年4月30日時点でストック・オプションによる潜在株式数は1,045,000株であり、発行済株式総数12,823,560株の7.9%に相当しております。

また、今般当社が発行する第4回乃至第6回新株予約権が権利行使された場合には、保有株式の価値が希薄化する可能性があります。第4回乃至第6回新株予約権による潜在株式数は1,500,000株であり、発行済株式総数12,823,560株の11.7%に相当しております。

資金使途について

クラウドソーシング市場は、従来の企業による「正社員」中心の採用の見直しが進んでいることや、人々の「働く」ことに対する価値観の変化が続いていることにより、2018年には1820億円規模と予測され、日本では数少ない急成長している市場であります。

そのような中で、当社は「“働く”を通して人々に笑顔を」という経営理念を掲げ、サービス開始3年で、登録ユーザー60万人、弊社エンタープライズサービスにより大手企業でのクラウドソーシングの導入支援を行ったこともあり、NTTグループ、トヨタ自動車グループ、ソニー、ユニ・チャーム等の有力企業を含むクライアント9万社が利用する日本最大級のクラウドソーシングサイトに成長しており、外注された仕事の総契約額も2013年度4.9億円から2014年度15億円と飛躍的に成長しております。

一方で、インターネットによって時間と場所にとらわれず働けるクラウドソーシングは、人々の「働く」に対する価値観の継続的な変化と相まって、企業に所属しない個人、フリーランスはもとより、シニア、子育てママ、若者、障害を抱えた方など幅広い人々が働けるようになり、既に当社サービスだけで年収1000万円を実現するクラウドワーカーも生まれております。

加えて、これまでに岐阜県、福島県南相馬市、宮城県日南市などと提携して地域に仕事を提供する取り組みも行っており、兵庫県、京都府、福岡県を始めとして20以上の都道府県・地域行政にもご活用頂いているほか、経済産業省、外務省、国土交通省、総務省をはじめとする政府6省が活用するクラウドソーシングとして業界No.1の実績を有しております。

今後は、最短で総契約額100億円を達成した上で、当社の事業戦略である「働き方革命」を実現するべく、総契約額の爆発的増加によってユーザー基盤を確立し、仕事実績の蓄積により個人の与信インフラを有するクラウド人材バンクとなるべく尽力してまいります。

そのため、当社の財務基盤を強化するとともに、総契約額100億円の早期達成、当社プラットフォームの圧倒的な拡大に向けた広告宣伝や様々な営業施策をはじめとするマーケティングに関連する費用と人員及び体制強化・人材育成に関わる費用、国内外のクラウドソーシングサービスを含む人材関連のサービスを提供する企業や、中長期的に当社のユーザー基盤を活用して行う教育サービスや金融サービスをはじめとする関連事業を行う企業への投資、M&A及び資本・業務提携を目的として、平成27年6月5日、本新株予約権の発行を決定いたしました。

しかしながら、当社が属する業界の急速な変化により、当初の計画通りに資金を使用した場合でも、想定通りの投資効果をあげられない可能性があります。また、第4回乃至第6回新株予約権による資金調達につきましては、想定通りに権利行使が進まない場合には必要な資金を調達できない可能性があります。

税務上の繰越欠損金について

第3期事業年度末には、当社に税務上の繰越欠損金が存在しております。当社の業績が事業計画に比して順調に推移することにより、繰越欠損金が解消した場合には、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が計上されることとなり、当期純損益及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。また、当社は、第4期第1四半期会計期間から四半期財務諸表を作成しているため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、これらの見積りについて過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断していますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は後記「第5 経理の状況 1 財務諸表等(1)財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

第3期事業年度(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)

流動資産

第3期事業年度末における流動資産につきましては、前事業年度末に比べ309,973千円増加し、1,608,843千円となりました。

これは売掛金が121,230千円、預け金が117,541千円増加したことが主な要因であります。

固定資産

第3期事業年度末における固定資産につきましては、前事業年度末に比べ50,765千円増加し、56,429千円となりました。

これは主に敷金及び保証金が49,219千円増加したこと等によるものであります。

流動負債

第3期事業年度末における流動負債につきましては、前事業年度末に比べ219,814千円増加し、384,086千円となりました。

これは主に未払金が26,828千円増加したこと、預り金が167,641千円増加したこと等によるものであります。

純資産

第3期事業年度末における純資産につきましては、前事業年度末に比べ140,924千円増加し、1,281,187千円となりました。

これは主に、新株の発行により資本金及び資本準備金がそれぞれ74,550千円増加した一方、当期純損失の計上により、利益剰余金が8,175千円減少したこと等によるものであります。

第4期第2四半期累計期間（自 平成26年10月1日 至 平成27年3月31日）

資産の部

第4期第2四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末に比べ1,343,008千円増加し、3,008,282千円となりました。これは、主に第三者割当増資等により現金及び預金が1,082,640千円増加したこと、また「クラウドワークス」における取引高が増加したことにより預け金及び未収入金がそれぞれ71,278千円、39,046千円増加したことによるものであります。

負債の部

第4期第2四半期会計期間末における負債は、前事業年度に比べ291,450千円増加し、675,536千円となりました。これは、主に「クラウドワークス」における取引高増加等に伴い預り金が111,200千円増加したこと、また、事業拡大等に伴い未払金が129,284千円増加したことによるものであります。

純資産の部

第4期第2四半期会計期間末における純資産は、前事業年度に比べ1,051,558千円増加し、2,332,746千円となりました。これは、第三者割当増資による資本金及び資本準備金がそれぞれ673,854千円ずつ増加したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

第3期事業年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）

営業収益

第3期事業年度の営業収益は、400,219千円（前事業年度比678.9%増）となりました。これは認知度の向上によるメンバー（受注者）の増加やエンタープライズサービスの積極的な推進により、大企業を中心に発注量が大幅に増えたことで、「クラウドワークス」上での取引が拡大したためであります。

営業費用、営業損益

第3期事業年度の営業費用は、406,369千円（前事業年度比97.9%増）となりました。これは事業の拡大に伴う人員の増加による給与等の支払いが増大したこと、また広告宣伝費が増加したことによるものです。この結果、営業損失は6,150千円（前事業年度は営業損失153,989千円）となりました。

経常損益

第3期事業年度において営業外収益が859千円、営業外費用が686千円発生しております。この結果、経常損失は5,976千円（前事業年度は経常損失158,148千円）となりました。

当期純損益

第3期事業年度において、特別損失が844千円発生しております。この結果、税金等調整前当期純損失は6,821千円となり、法人税等の計上により、当期純損失は8,175千円となりました。

第4期第2四半期累計期間（自 平成26年10月1日 至 平成27年3月31日）

「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1) 業績」をご参照ください。

(4) キャッシュ・フローの状況

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因

当社は、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載の通り、市場の成長、競合他社、人材の確保・育成、法的規制など様々なリスク要因が当社の経営成績に重要な影響を与える可能性があることを認識しております。短期的には、エンタープライズサービスの対応人員を中心に優秀な人材を採用することにより関連費用が先行して発生しますが、増強した組織体制により大企業クライアントを開拓・深耕することで安定的収益基盤を構築すると同時に、拡大する案件を効率的かつ確実に処理するためのディレクション体制の強化に取り組み、事業規模拡大と効率化を両立させることにより、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因を出来る限り分散し、リスクの発生を抑えてまいります。

(6) 経営戦略の現状と見通し

当社は、会社設立以来クラウドソーシング事業を唯一の事業として展開しており、日本国内におけるクラウドソーシング市場の拡大に寄与してまいりました。

当社では、今後もクラウドソーシング事業に注力し、その市場規模の拡大とともに、長期に渡る成長の基盤となるプラットフォームを構築し、事業の足固めを図る方針であります。新規ユーザー獲得に向けた「クラウドワークス」のPR・マーケティング活動の強化や行政等と連携したクラウドソーシングの普及活動、大企業クライアントの開拓・深耕に向けた営業体制の構築、幅広い仕事に最適化するシステム改修やカテゴリ特化型クラウドソーシングプラットフォームとの提携、データ解析体制の強化などに経営資源を投下し、収益機会の拡大を目指すとともに、社内インフラの整備とオペレーションの仕組化により効率性の高い組織を作り、収益性の向上を図っていく方針です。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第3期事業年度(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)

第3期事業年度における主要な設備投資は、本社移転に伴う内装工事費用2,500千円であります。なお、重要な設備の除却又は売却等はありません。

当社の事業セグメントは、クラウドソーシング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしてありません。

第4期第2四半期累計期間(自 平成27年1月1日 至 平成27年3月31日)

第4期第2四半期累計期間において、本社の移転に伴い主要な設備の新設44,942千円を行っております。また、旧本社設備2,060千円につきましては、第4期第2四半期累計期間において除却を行っております。

2 【主要な設備の状況】

平成26年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)		従業員数 (名)
		建物	合計	
本社 (東京都渋谷区)	本社設備	2,081	2,081	24 (15)

- (注) 1. 当社には、現在休止中の設備はありません。
2. 金額には消費税等を含めておりません。
3. 建物は賃借物件であり、年間賃借料は15,428千円であります。
4. 当社の事業セグメントは、クラウドソーシング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしてありません。
5. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(アルバイト・パートタイマー)は年間平均人員を()内にて外数で記載しております。

平成27年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)		従業員数 (名)
		建物	合計	
本社 (東京都渋谷区)	本社設備	40,906	40,906	58 (64)

- (注) 1. 当社には、現在休止中の設備はありません。
2. 金額には消費税等を含めておりません。
3. 建物は賃借物件であり、年間賃借料は58,031千円であります。
4. 当社の事業セグメントは、クラウドソーシング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしてありません。
5. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(アルバイト・パートタイマー)は年間平均人員を()内にて外数で記載しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】(平成27年5月31日現在)

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額(千円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
当社	本社(東京都渋谷区)	本社設備	80,000	-	手元資金	平成27年 10月	平成27年 10月	(注) 2

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 完成後の増加能力については、測定が困難なため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	12,823,560	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。
計	12,823,560		

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権（平成24年11月27日定時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (平成26年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数(個)	195	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	390,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	60	同左
新株予約権の行使期間	自 平成29年1月1日 至 平成34年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 60 資本組入額 30	同左
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の割当てを受けた当社取締役または当社従業員が、その地位を喪失した場合は、新株予約権は即時失効する。 本新株予約権の相続はこれを認めない。 発行会社の株式が、日本国内の証券取引所に上場された後12か月が経過するまでは、本新株予約権を行使できないものとする。 その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	引受人は、本新株予約権の全部又は一部につき、第三者に対する譲渡、第三者のための担保権の設定、その他いかなる処分も行ってはならない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1. 当社は平成26年3月19日付にて普通株式1株を200株に、平成26年9月12日付にて普通株式1株を10株に株式分割しております。これにより、提出日の前月末現在、新株予約権の目的となる株式の数は1個につき2,000株となります。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されており、記載内容は調整後の内容を記載しております。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

ただし、新株の発行または自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}$$

既発行株式数 + 新株発行(処分)株式数

$$\text{調整後 行使価額} = \text{調整前 行使価額} \times$$

なお、上記計算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とする。

2. 当社は、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下「合併等」という。)を行う場合において、それぞれ契約書または計画書等に定めるところに従い、合併等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権を保有する新株予約権者に対して、会社法第236条第1項第8号のイからホに掲げる株式会社の新株予約権が交付されるよう措置をとることができる。

第2回新株予約権(平成26年2月24日臨時株主総会決議)

	最近事業年度末現在 (平成26年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数(個)	59,500	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	595,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	180	同左
新株予約権の行使期間	自 平成30年1月1日 至 平成35年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 180 資本組入額 90	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければ、新株予約権を行使できないものとする。新株予約権の割当を受けた者は、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければ、新株予約権を行使できないものとする。 本新株予約権の相続はこれを認めない。 その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1. 当社は平成26年9月12日付にて普通株式1株を10株に株式分割しております。これにより、提出日の前月末現在、新株予約権の目的となる株式の数は1個につき10株となります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

ただし、新株の発行または自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

1株当たり時価

$$\text{調整後 行使価額} = \text{調整前 行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数 + 新株発行(処分)株式数}}{\text{既発行株式数}}$$

なお、上記計算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とする。

2. 当社は、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下「合併等」という。)を行う場合において、それぞれ下記に定める方針に従って契約書または計画書等に定めるところに従い、合併等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権を保有する新株予約権者に対して、会社法第236条第1項第8号のイからホに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権が交付されるよう措置をとることができる。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

合併等の条件等を勘案の上、株式の払込金額に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

合併等の条件等を勘案の上行使価額を調整して得られる行使価額に、 従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と合併等の効力発生日のうちいずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、合併等にかかる契約又は計画において定めるものとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

合併等の際の取扱い

本項に準じて決定する。

第3回新株予約権（平成26年4月30日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (平成26年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数(個)	6,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	60,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	180	同左
新株予約権の行使期間	自 平成30年1月1日 至 平成35年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 180 資本組入額 90	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使においては当社との間で協力関係があることを要する。 本新株予約権の相続はこれを認めない。 その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数は、1株であります。なお、当社は平成26年9月12日付にて普通株式1株を10株に株式分割しております。これにより、提出日の前月末現在、新株予約権の目的となる株式の数は1個につき10株となります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

ただし、新株の発行または自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

なお、上記計算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とする。

2. 当社は、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下「合併等」という。)を行う場合において、それぞれ下記に定める方針に従って契約書または計画書等に定めるところに従い、合併等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権を保有する新株予約権者に対して、会社法第236条第1項第8号のイからホに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権が交付されるよう措置をとることができる。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

合併等の条件等を勘案の上、株式の払込金額に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
合併等の条件等を勘案の上行使価額を調整して得られる行使価額に、 に従って決定される当該新株予約
権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と合併等の効力発生日のうちいずれか遅い日から新株予約
権を行使することができる期間の末日までとする。

権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、合併等にかかる契約又は計画において定めるものとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

合併等の際の取扱い

本項に準じて決定する。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年11月11日 (注) 1	普通株式 3,000	普通株式 3,000	30,000	30,000		
平成23年11月29日 (注) 2	普通株式 150	普通株式 3,150	3,000	33,000		
平成23年12月5日 (注) 3	普通株式 150	普通株式 3,300	9,000	42,000		
平成24年8月17日 (注) 4	A種優先株式 625	普通株式 3,300 A種優先株式 625	100,000	142,000	100,000	100,000
平成24年11月1日 (注) 5	A種優先株式 313	普通株式 3,300 A種優先株式 938	50,080	192,080	50,080	150,080
平成25年9月30日 (注) 6	B種優先株式 1,060	普通株式 3,300 A種優先株式 938 B種優先株式 1,060	500,214	692,294	500,214	650,294
平成25年10月31日 (注) 7	B種優先株式 105	普通株式 3,300 A種優先株式 938 B種優先株式 1,165	49,549	741,843	49,549	699,843
平成26年3月19日 (注) 8	普通株式 656,700 A種優先株式 186,662 B種優先株式 231,835	普通株式 660,000 A種優先株式 187,600 B種優先株式 233,000	-	741,843	-	699,843
平成26年8月15日 (注) 9	普通株式 9,006	普通株式 669,006 A種優先株式 187,600 B種優先株式 233,000	25,000	766,844	25,000	724,844
平成26年8月26日 (注) 10	普通株式 420,600	普通株式 1,089,606 A種優先株式 187,600 B種優先株式 233,000		766,844		724,844
平成26年8月27日 (注) 11	A種優先株式 187,600 B種優先株式 233,000	普通株式 1,089,606		766,844		724,844
平成26年9月12日 (注) 12	普通株式 9,806,454	普通株式 10,896,060		766,844		724,844
平成26年12月11日 (注) 13	普通株式 1,650,000	普通株式 12,546,060	576,840	1,343,684	576,840	1,301,684

平成27年 1月15日 (注) 14	普通株式 277,500	普通株式 12,823,560	97,014	1,440,698	97,014	1,398,698
-----------------------	-----------------	--------------------	--------	-----------	--------	-----------

(注) 1. 会社設立

割当先 吉田浩一郎

発行価格 10,000円

資本組入額 10,000円

2. 有償第三者割当

発行価格 20,000円

資本組入額 20,000円

割当先 個人5名

3. 有償第三者割当

発行価格 60,000円

資本組入額 60,000円

割当先 CA Startups Internet Fund 1号投資事業有限責任組合

無限責任組合員 株式会社サイバーエージェント・ベンチャーズ

4. 有償第三者割当

発行価格 320,000円

資本組入額 160,000円

割当先 テクノロジーベンチャーズ3号投資事業有限責任組合

無限責任組合員 伊藤忠テクノロジーベンチャーズ株式会社

5. 有償第三者割当

発行価格 320,000円

資本組入額 160,000円

割当先 株式会社DGインキュベーション

サンエイト2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 勝方正英

6. 有償第三者割当

発行価格 943,800円

資本組入額 471,900円

割当先 株式会社DGインキュベーション、株式会社サイバーエージェント

7. 有償第三者割当

発行価格 943,800円

資本組入額 471,900円

割当先 電通デジタル投資事業有限責任組合

無限責任組合員 株式会社電通デジタル・ホールディングス

8. 株式分割(1:200)によるものであります。

9. 有償第三者割当

発行価格 5,552円

資本組入額 2,776円

割当先 合同会社RSPファンド5号

10. A種優先株式およびB種優先株式の取得請求権の行使によるものであります。

11. 取得請求により自己名義株式となったA種優先株式およびB種優先株式の消却によるものであります。

12. 株式分割(1:10)によるものであります。

13. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

引受価額 699.20円

発行価額 612.00円

資本組入額 349.60円

14. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

発行価格 699.20円

資本組入額 349.60円

割当先 大和証券株式会社

(5) 【所有者別状況】

平成27年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)		2	32	40	23	4	4,805	4,906	
所有株式数 (単元)		843	7,688	29,913	4,825	12	84,936	128,217	1,562

所有株式数 の割合(%)		0.66	6.0	23.33	3.76	0.01	66.24	100.0	
-----------------	--	------	-----	-------	------	------	-------	-------	--

(6) 【大株主の状況】

平成27年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
吉田浩一郎	東京都渋谷区	4,178,840	32.59
株式会社DGインキュベーション	東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号	1,460,000	11.39
株式会社サイバーエージェント	東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号	1,060,000	8.27
野村真一	埼玉県川口市	390,000	3.04
合同会社RSPファンド5号	東京都中央区銀座八丁目4番17号	326,160	2.54
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4番地	235,100	1.83
サンエイト2号投資事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門一丁目15番7号	226,000	1.76
電通デジタル投資事業有限責任組合	東京都中央区築地一丁目13番1号	210,000	1.64
松崎良太	東京都世田谷区	200,000	1.56
THE BANK OF NEW YORK 133652 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	RUE MONTROYERSTRAAT 46, 1000 BRUSSELS, BELGIUM (東京都中央区月島四丁目16番13号)	183,300	1.43
計		8,469,400	66.05

(注) 1. 株式数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2. 平成26年12月12日付でテクノロジーベンチャーズ3号投資事業有限責任組合が主要株主でなくなっております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成27年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,821,700	128,217	「1(1) 発行済株式」の「内容」 の記載を参照
単元未満株式	普通株式 1,860		
発行済株式総数	12,823,560		
総株主の議決権		128,217	

【自己株式等】

該当事項はありません。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回（平成24年11月27日定時株主総会決議）

決議年月日	平成24年11月27日
付与対象者の区分及び人数	取締役1名及び使用人8名（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

（注） 従業員の退職及び従業員の取締役就任により、本書提出日現在において、付与対象者の区分及び人数は取締役2名及び従業員6名であります。

第2回（平成26年2月24日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成26年2月24日
付与対象者の区分及び人数	取締役2名及び使用人21名（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

（注） 従業員の退職及び従業員の取締役就任により、本書提出日現在において、付与対象者の区分及び人数は取締役3名及び従業員17名であります。

第3回（平成26年4月30日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成26年4月30日
付与対象者の区分及び人数	事業支援者3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(9) 【従業員株式所有制度の内容】

従業員株式所有制度の概要

当社は、従業員の福利厚生の拡充及び中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与を目的とし、従業員持株会を導入しております。当該制度では、会員となった従業員からの拠出金及び拠出金に対する一定の奨励金を原資とし、定期的に市場内において株式の買付けを行っております。

従業員持株会に取得させる予定の株式の総数

特段の定めは設けておりません。

当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

当社及び当社が株式の議決権の50%超を保有する国内子会社の従業員に限定しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第4号によるA種優先株式およびB種優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式の種類	株式数 (株)	価額の総額 (円)
最近事業年度における取得自己株式	A種優先株式 B種優先株式	187,600 233,000	
最近期間における取得自己株式			

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	株式の種類	最近事業年度		最近期間	
		株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得株式					
消却の処分を行った取得自己株式	A種優先株式 B種優先株式	187,600 233,000			
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式					
その他 ()					
保有自己株式数					

3 【配当政策】

当社は、事業の継続的な拡大発展を目指すため、当面は内部留保による財務体質の強化及び事業活動への再投資を優先する方針であるため、創業以来、配当を実施しておらず、また会社法上、配当可能な状況にありません。従いまして、第4期の配当につきましては実施しない方針であります。

しかしながら、当社は株主に対する利益還元も重要な経営課題と認識しているため、今後、配当可能な状態になった場合には各期の財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況を勘案し株主に対して利益還元を行うことを検討しております。一方で、現在当社は成長過程にあると認識しており、内部留保を充実させ事業の継続的な拡大発展に向けた新規投資に充当し、より一層の企業価値の向上を図ることが、現時点では株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

なお、剰余金の配当を行う場合には、当社は期末配当として年1回行うことを基本方針としており、その他年1回中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

第3期事業年度末現在において、当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

なお、当社株式は平成26年12月12日付で、東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成26年12月	平成27年1月	2月	3月	4月	5月
最高(円)	2,040円	1,988円	1,634円	1,464円	1,302円	1,320円

最低(円)	1,030円	1,215円	1,278円	1,025円	1,079円	1,077円
-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズ市場における株価を記載しております。

5 【役員状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	-	吉田浩一郎	昭和49年11月16日生	平成11年4月 パイオニア株式会社入社 平成13年1月 リードエグジビジョンジャ パン株式会社入社 平成17年2月 株式会社ドリコム入社 平成19年10月 株式会社ZOOEE設立 代表取締役社長 平成23年11月 当社設立 代表取締役社長 (現任)	(注)3	4,178,840
取締役 副社長	COO	成田修造 (戸籍名: 玉谷修造)	平成元年7月3日生	平成22年3月 株式会社パテントビューロ入社 平成23年9月 株式会社アトコレ設立 代表取締役 平成24年12月 当社入社 執行役員 平成26年8月 当社取締役COO(現任) 平成27年4月 当社取締役副社長(現任)	(注)3	15,000
取締役	CF0	佐々木翔平	昭和59年9月10日生	平成19年4月 株式会社アエリア入社 平成23年4月 株式会社アクワイア入社 平成23年11月 当社設立 執行役員 平成24年11月 当社 取締役(現任) 平成25年10月 当社 CF0(現任)	(注)3	110,000
取締役	-	野村真一	昭和54年5月11日生	平成14年4月 エンサイト株式会社入社 平成22年2月 株式会社一騎設立 代表取締役社長 平成23年11月 当社設立 取締役(現任)	(注)3	390,000
取締役	-	高野秀敏	昭和51年3月12日生	平成11年4月 株式会社インテリジェンス 入社 平成17年1月 株式会社キープレイヤーズ 設立 代表取締役(現任) 平成23年11月 当社 取締役(現任)	(注)3	110,000
取締役	-	松崎良太	昭和43年11月14日生	平成3年4月 株式会社日本興業銀行入行 平成12年2月 楽天株式会社入社 平成23年2月 サードギア株式会社設立 代表取締役(現任) 平成23年11月 当社 取締役(現任) 平成25年2月 きびだんご株式会社設立 代表取締役(現任)	(注)3	200,000
取締役		筱崎隆広	昭和41年11月8日生	平成2年4月 警察庁入庁 平成9年4月 国際刑事警察機構(ICPO)出向 平成15年4月 楽天株式会社入社 平成16年10月 株式会社楽天野球団設立 取締役 平成17年10月 楽天株式会社執行役員 平成26年10月 合同会社グラットアンドソーレ ス設立、代表社員(現任) 平成26年11月 株式会社メルカリ社外監査役 (現任)	(注)4	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	-	向井博	昭和27年9月1日生	昭和50年4月 株式会社日本リクルートセンター（現株式会社リクルートホールディングス）入社 平成14年4月 株式会社角川書店（現株式会社KADOKAWA）入社 平成14年6月 同社 取締役 平成17年11月 株式会社角川ジェイコム・メディア 専務取締役 平成18年6月 同社 代表取締役社長 平成22年10月 芝浦工業大学 入職 平成24年1月 株式会社 サン・ライフ 入社 平成25年9月 当社 監査役（現任）	（注）5	20,000
監査役	-	江原準一	昭和40年6月1日生	昭和60年4月 株式会社あさくま 入社 平成3年3月 谷古宇公認会計士事務所 入所 平成6年9月 株式会社永井興商 入社 平成9年3月 株式会社カブキ印刷 入社 平成18年2月 株式会社サンフィニティー 入社 平成20年9月 株式会社リブセンス 入社 平成22年5月 同社 常勤監査役（現任） 平成25年9月 当社 監査役（現任）	（注）5	-
監査役	-	木村忠昭	昭和55年11月21日生	平成16年4月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 平成20年1月 株式会社アドライト設立 代表取締役（現任） 平成20年5月 公認会計士登録 平成20年8月 株式会社エスエルディー 取締役（現任） 平成23年12月 株式会社ユーグレナ 監査役 平成24年8月 株式会社じげん 監査役（現任） 平成25年12月 株式会社ユーグレナ 取締役（現任） 平成26年8月 当社 監査役（現任）	（注）5	-
計						5,759,940

- (注) 1. 取締役高野秀敏、松崎良太、筱崎隆広は社外取締役であります。
2. 監査役向井博、江原準一、木村忠昭は社外監査役であります。
3. 取締役の任期は平成26年8月27日開催の臨時株主総会終結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 取締役の任期は平成26年12月25日開催の定時株主総会終結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 監査役の任期は平成26年8月27日開催の臨時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
6. 当社では、監督と執行の分離を行い、意思決定を迅速に行うため、執行役員制度を導入しております。執行役員にはCTO大場光一郎、田中優子を選任しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当社は、継続企業として収益を拡大し企業価値を向上させ、株主利益を最大化するために、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠なものと認識しております。

具体的には、代表取締役以下、当社の経営を負託された取締役等が自らを律し、その職責に基づいて適切な経営判断を行い、経営の効率と迅速性を高め当社の営む事業を通じて利益を追求すること、財務の健全性を確保してその信頼性を向上させること、事業活動における透明性及び客観性を確保すべく、適時適切な情報開示を行うこと、実効性ある内部統制システムを構築すること、ならびに監査役が独立性を保ち十分な監査機能を発揮すること等が重要であると考えております。

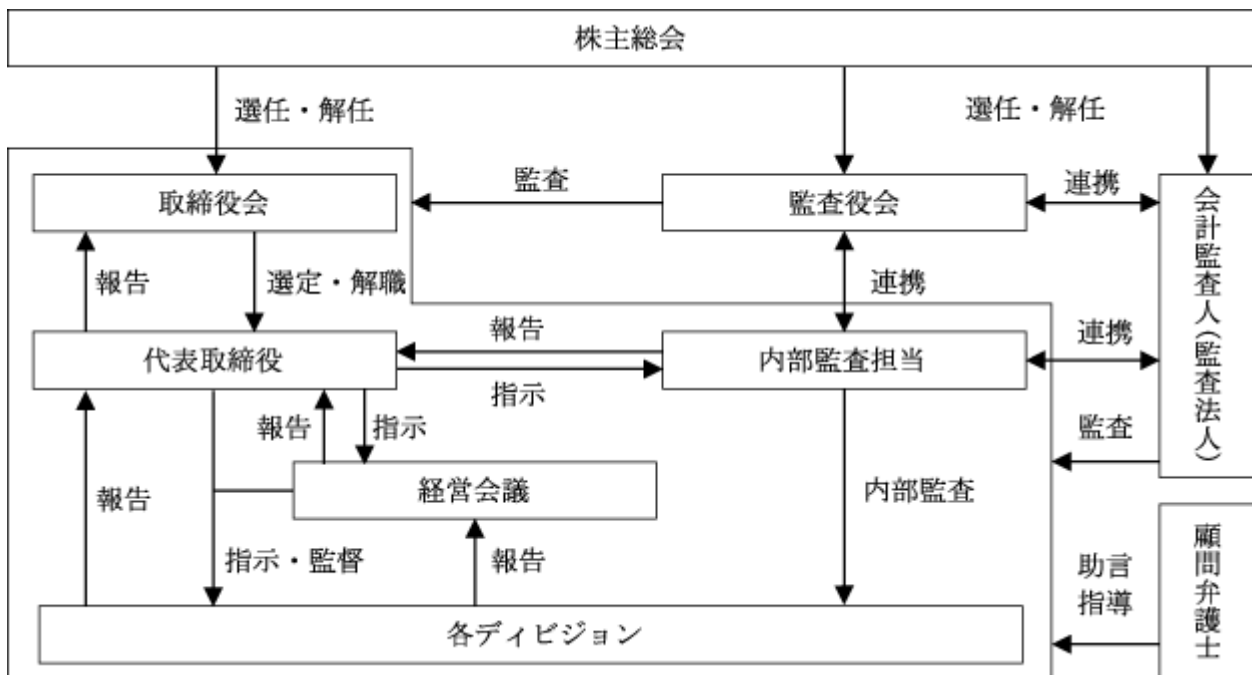
企業統治の体制

イ．企業統治の体制の概要

当社は、取締役会設置会社であり、かつ監査役会設置会社であります。

本書提出日現在、取締役会及び監査役会は各々、取締役7名（うち社外取締役3名）、監査役3名（うち社外監査役3名）で構成されております。取締役会は、原則毎月1回開催するほか必要に応じて機動的に開催し、法令及び定款に則り、経営の意思決定機関及び監督機関として機能しております。また、当社は経営と業務執行機能を明確にする執行役員制度を導入し、原則毎月1回経営会議を開催し、経営上の重要事項に対する十分な議論と迅速な意思決定を行う体制をとっております。経営会議は、取締役会決議事項及び報告事項の事前審議を行い、取締役会で決定された戦略・方針に基づき、その業務執行の進捗状況等について議論し、意思決定を行っております。経営会議の出席者は取締役（社外取締役を除く）、執行役員及び代表取締役が会議の進行のために必要と認めた従業員であります。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は以下の図のとおりであります。



ロ．内部統制システムの整備の状況

当社は、企業経営の透明性及び公平性を担保するため、内部統制に関する基本方針及び各種規程を制定し、役職員の責任の明確化を行うことで規程遵守の徹底を図り、内部統制システムが有効に機能する体制を構築しております。

八．リスク管理体制の整備の状況

当社は、顧問弁護士等の専門家と連携する一方、代表取締役のもと、コーポレートDiv.のゼネラルマネージャーをリスク管理担当者とし、経営会議構成メンバー、内部監査担当と情報共有を行うことでリスクの早期発見と未然防止に努めております。

また、法令遵守体制の構築を目的としてコンプライアンス規程を定め、コーポレートDiv.ゼネラルマネージャーを責任者として高い倫理観とコンプライアンス精神浸透のための社員教育を実施しております。

内部監査及び監査役監査の状況

内部監査につきましては、代表取締役直轄の内部監査担当者2名が内部監査業務を実施しております。内部監査にあたっては、每期内部監査計画を策定し、当該計画に基づき全部門を対象とした内部監査を実施し、当該監査結果については代表取締役に都度報告する体制となっております。

監査役監査につきましては、監査役監査計画にて定められた内容に基づき監査を行い、原則として月1回開催される監査役会において情報共有を図っております。

また、監査役は定期的に内部監査担当者及び会計監査人と意見交換等を行い、三者間で情報共有をすることで連携を図っております。

会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は百井俊次及び長南伸明であり新日本有限責任監査法人に所属しております。また、監査業務にかかる補助者の構成は公認会計士4名、その他5名であります。また、監査役と会計監査人は、監査報告等の定期的な会合を通じて連携を持ちながら、効率的な監査を行っております。なお、継続監査年数が7年以内のため、年数の記載を省略しております。

社外取締役及び社外監査役

提出日現在、当社は社外取締役を3名、社外監査役を3名それぞれ選任しております。

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化充実を経営上の重要な課題の一つとして位置付けており、経営の健全性・透明性向上を果たすことを目的とし、社外取締役及び社外監査役が中立的な立場から有益な監督及び監査を行える体制を整備し、経営監視機能の強化に努めております。

社外取締役及び社外監査役は、IT業界での経験や経営経験など幅広い知見と経験を持ち、当社の取締役会に参加し、業務執行に関する意思決定について協議し、監督または監査を行っております。

提出日現在、社外取締役高野秀敏、社外取締役松崎良太及び社外監査役向井博は、当社の株式をそれぞれ110,000株、200,000株及び20,000株を保有しております。

社外取締役の高野秀敏が代表取締役を務めております株式会社キープレイヤーズと当社との間には取引がありますが、定型的な取引であること、継続的な取引でないこと、取引の規模に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。社外取締役の松崎良太氏が代表取締役を務めておりますきびだんご株式会社と当社との間には取引がありますが、定型的な取引であること、継続的な取引でないこと、取引の規模に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。社外監査役の向井博は、当社の取引先である株式会社リクルートホールディングスの業務執行者でありましたが、既に同社を退職してから相当な期間が経過していることから、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。社外監査役の江原準一は、当社の取引先である株式会社リブセンスの常勤監査役であります。当社の運営する「クラウドワークス」のクライアントの1社としての定型的な取引であることや取引の規模に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。

役員報酬等

イ．提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	
取締役 (社外取締役を除く)	26,900	26,900			4
監査役 (社外監査役を除く)					
社外役員	6,340	6,340			4

ロ．提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ．使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

二．役員の報酬等の額の決定に関する方針

株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、役員規程に基づき、取締役の報酬については取締役会、監査役の報酬については監査役会にて決定しております。

定款で定めた取締役の員数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定めております。

株式の保有状況

イ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式のうち、第3期事業年度における貸借対照表計上額が資本金額の100分の1を超える銘柄

該当事項はありません。

ハ．保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

取締役及び監査役の選任決議

当社は、取締役及び監査役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に迅速に対応し、柔軟かつ積極的な財務戦略を行うためであります。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務執行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項に基づき、取締役会の決議をもって、取締役及び監査役（取締役及び監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が、期待される役割を十分に発揮すること等を目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
8,000	500	13,000	

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、第3期事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

当社が最近事業年度の前事業年度において監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、予備調査業務であります。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査計画、当社の規模・業務の特性及び前事業年度の報酬等を勘案して、適切に決定する事としております。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

（1）当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

第3期事業年度（平成25年10月1日から平成26年9月30日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

（2）当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

（1）当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期事業年度（平成25年10月1日から平成26年9月30日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

なお、第3期事業年度に係る監査報告書は、平成26年12月25日提出の有価証券報告書（第3期）に添付されたものによっております。

（2）当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期第2四半期会計期間（平成27年1月1日から平成27年3月31日まで）及び第4期第2四半期累計期間（平成26年10月1日から平成27年3月31日まで）に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

なお、第4期第2四半期会計期間及び第4期第2四半期累計期間に係る四半期レビュー報告書は、平成27年5月14日提出の四半期報告書に添付されたものによっております。

3 連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応できる体制を整備するため、専門的な情報を有する団体等が主催する研修・セミナーに積極的に参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年9月30日)	当事業年度 (平成26年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,211,521	1,215,100
売掛金	3,333	124,563
前払費用	456	8,779
未収入金	14,046	76,792
預け金	63,331	180,872
その他	6,181	2,735
流動資産合計	1,298,870	1,608,843
固定資産		
有形固定資産		
建物	2,500	4,795
減価償却累計額	1,458	2,713
建物（純額）	1,041	2,081
工具、器具及び備品		671
減価償却累計額		165
工具、器具及び備品（純額）		506
有形固定資産合計	1,041	2,587
投資その他の資産		
敷金及び保証金	4,622	53,841
投資その他の資産合計	4,622	53,841
固定資産合計	5,664	56,429
資産合計	1,304,534	1,665,273

(単位:千円)

	前事業年度 (平成25年9月30日)	当事業年度 (平成26年9月30日)
負債の部		
流動負債		
未払金	27,483	54,312
未払費用	9,721	16,243
未払法人税等	3,459	2,844
未払消費税等		15,729
預り金	123,294	290,935
移転損失引当金		844
繰延税金負債		404
資産除去債務		1,285
その他	313	1,485
流動負債合計	164,271	384,086
負債合計	164,271	384,086
純資産の部		
株主資本		
資本金	692,294	766,844
資本剰余金		
資本準備金	650,294	724,844
資本剰余金合計	650,294	724,844
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	202,325	210,500
利益剰余金合計	202,325	210,500
株主資本合計	1,140,262	1,281,187
純資産合計	1,140,262	1,281,187
負債純資産合計	1,304,534	1,665,273

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年9月30日)	当第2四半期会計期間 (平成27年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,215,100	2,297,741
売掛金	124,563	140,927
未収入金	76,792	115,838
預け金	180,872	252,150
その他	11,514	37,373
流動資産合計	1,608,843	2,844,032
固定資産		
有形固定資産	2,587	47,415
無形固定資産	-	1,117
投資その他の資産	53,841	115,716
固定資産合計	56,429	164,250
資産合計	1,665,273	3,008,282
負債の部		
流動負債		
未払金	54,312	183,596
未払法人税等	2,844	4,126
預り金	290,935	402,136
移転損失引当金	844	-
資産除去債務	1,285	-
その他	33,862	60,185
流動負債合計	384,086	650,044
固定負債		
資産除去債務	-	19,743
その他	-	5,747
固定負債合計	-	25,491
負債合計	384,086	675,536
純資産の部		
株主資本		
資本金	766,844	1,440,698
資本剰余金	724,844	1,398,698
利益剰余金	210,500	506,275
株主資本合計	1,281,187	2,333,121
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	-	375
評価・換算差額等合計	-	375
純資産合計	1,281,187	2,332,746
負債純資産合計	1,665,273	3,008,282

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)	当事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)
営業収益	51,380	400,219
営業費用	1 205,369	1 406,369
営業損失()	153,989	6,150
営業外収益		
受取利息	57	220
受取手数料	17	
講演料・原稿料等収入		518
その他	6	121
営業外収益合計	81	859
営業外費用		
支払利息	5	
株式交付費	4,137	551
その他	97	134
営業外費用合計	4,240	686
経常損失()	158,148	5,976
特別損失		
移転損失引当金繰入額		844
特別損失合計		844
税引前当期純損失()	158,148	6,821
法人税、住民税及び事業税	870	950
法人税等調整額		404
法人税等合計	870	1,354
当期純損失()	159,019	8,175

【四半期損益計算書】

【四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自平成26年10月1日 至平成27年3月31日)
営業収益	365,787
営業費用	1 649,699
営業損失()	283,911
営業外収益	
受取利息	168
業務受託手数料	500
講演料・原稿料等収入	716
その他	103
営業外収益合計	1,487
営業外費用	
株式交付費	4,746
営業外費用合計	4,746
経常損失()	287,170
特別損失	
固定資産除却損	2,060
特別損失合計	2,060
税引前四半期純損失()	289,231
法人税、住民税及び事業税	1,199
法人税等調整額	5,343
法人税等合計	6,542
四半期純損失()	295,774

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	142,000	100,000	100,000	43,305	43,305	198,694	198,694
当期変動額							
新株の発行	550,294	550,294	550,294			1,100,588	1,100,588
当期純損失（ ）			—	159,019	159,019	159,019	159,019
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	550,294	550,294	550,294	159,019	159,019	941,568	941,568
当期末残高	692,294	650,294	650,294	202,325	202,325	1,140,262	1,140,262

当事業年度(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	692,294	650,294	650,294	202,325	202,325	1,140,262	1,140,262
当期変動額							
新株の発行	74,550	74,550	74,550			149,100	149,100
当期純損失（ ）				8,175	8,175	8,175	8,175
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	74,550	74,550	74,550	8,175	8,175	140,924	140,924
当期末残高	766,844	724,844	724,844	210,500	210,500	1,281,187	1,281,187

【キャッシュ・フロー計算書】

	(単位：千円)	
	前事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)	当事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失（ ）	158,148	6,821
減価償却費	1,458	1,420
受取利息	57	220
支払利息	5	
株式交付費	4,137	551
移転損失引当金繰入額		844
売上債権の増減額（ は増加）	2,793	121,230
未収入金の増減額（ は増加）	11,613	62,746
未払金の増減額（ は減少）	21,057	26,828
未払費用の増減額（ は減少）	8,376	6,522
預り金の増減額（ は減少）	104,850	167,641
その他の資産の増減額（ は増加）	4,728	4,789
その他の負債の増減額（ は減少）	2,465	16,643
小計	34,988	24,645
利息の受取額	57	220
利息の支払額	5	
法人税等の支払額	240	1,338
営業活動によるキャッシュ・フロー	35,178	23,527
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	60,000	
定期預金の払戻による収入	30,000	30,000
有形固定資産の取得による支出	2,500	1,736
敷金及び保証金の差入による支出	4,622	49,219
投資活動によるキャッシュ・フロー	37,122	20,956
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	1,096,450	148,548
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,096,450	148,548
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	1,024,150	151,120
現金及び現金同等物の期首残高	220,702	1,244,852
現金及び現金同等物の期末残高	1 1,244,852	1 1,395,972

【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自平成26年10月1日 至平成27年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純損失()	289,231
減価償却費	5,151
固定資産除却損	2,060
株式交付費	4,746
売上債権の増減額(は増加)	16,364
未収入金の増減額(は増加)	39,046
未払金の増減額(は減少)	128,134
預り金の増減額(は減少)	111,200
その他	1,551
小計	91,797
利息及び配当金の受取額	168
法人税等の支払額	558
営業活動によるキャッシュ・フロー	92,187
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	32,309
投資有価証券の取得による支出	60,509
敷金及び保証金の差入による支出	14,809
敷金及び保証金の回収による収入	12,158
資産除去債務の履行による支出	1,382
投資活動によるキャッシュ・フロー	96,853
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	1,342,961
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,342,961
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,153,919
現金及び現金同等物の期首残高	1,395,972
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 2,549,892

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の処理方法

有形固定資産

定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2年

工具、器具及び備品 4年

2. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度末においては、債権の貸倒れによる損失が発生した実績がなく、発生する可能性も低いため、貸倒引当金を計上していません。

移転損失引当金

当社の事務所等の移転に伴い、発生が見込まれる移転関連費用について見積額を計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

1. 担保資産

担保に供しているものは、次のとおりであります。担保に対応する債務はありません。

	前事業年度 (平成25年9月30日)	当事業年度 (平成26年9月30日)
現金及び預金	30,000千円	千円

2. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。

事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年9月30日)	当事業年度 (平成26年9月30日)
当座貸越極度額の総額	30,000千円	千円
借入実行残高	千円	千円
差引額	30,000千円	千円

(損益計算書関係)

- 1 営業費用のうち主要な費目及び金額は以下のとおりであります。なお、販売費に属するおおよその割合は前事業年度20.7%、当事業年度24.7%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度79.3%、当事業年度75.2%であります。

	前事業年度 (平成24年10月1日 平成25年9月30日)	当事業年度 (平成25年10月1日 平成26年9月30日)
販売費及び一般管理費	205,369千円	406,369千円
役員報酬	22,700千円	33,240千円
給料手当	26,632千円	95,163千円
雑給	13,332千円	23,363千円
採用教育費	9,061千円	23,158千円
減価償却費	1,458千円	1,420千円
広告宣伝費	53,338千円	100,442千円
外注費	26,607千円	19,668千円
支払報酬	13,015千円	15,413千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	3,300			3,300
A種優先株式(株)	625	313		938
B種優先株式(株)		1,060		1,060
合計(株)	3,925	1,373		5,298

(変動事由の概要)

1. A種優先株式の増加は、第三者割当増資による発行であります。
2. B種優先株式の増加は、第三者割当増資による発行であります。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	3,300	10,892,760		10,896,060
A種優先株式(株)	938	186,662	187,600	
B種優先株式(株)	1,060	231,940	233,000	
合計(株)	5,298	11,311,362	420,600	10,896,060

(変動事由の概要)

増加の内訳は、以下のとおりであります。

有償第三者割当増資による増加	普通株式	9,006株
	B種優先株式	105株
株式分割による増加	普通株式	10,463,154株
	A種優先株式	186,662株
	B種優先株式	231,835株

取得請求権の行使による増加 普通株式 420,600株

減少の内訳は、以下のとおりであります。

取得請求権の行使による減少	A種優先株式	187,600株
	B種優先株式	233,000株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
A種優先株式(株)		187,600	187,600	
B種優先株式(株)		233,000	233,000	
合計(株)		420,600	420,600	

(変動事由の概要)

増加の内訳は、以下のとおりであります。

取得請求権の行使による増加	A種優先株式	187,600株
	B種優先株式	233,000株

減少の内訳は、以下のとおりであります。

取締役会の決議により、消却したことによる減少	A種優先株式	187,600株
	B種優先株式	233,000株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)	当事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)
現金及び預金	1,211,521千円	1,215,000千円
預入期間が3か月を超える定期預金	30,000	
預け金	63,331	180,872
現金及び現金同等物	1,244,852	1,395,972

(注)預け金は、当社提供サービスにおける、決済サービス会社に対しての一時的な預け入れであり、随時引き出し可能であることから現金及び現金同等物に含めております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金を調達しております。資金運用については、短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金、並びに預け金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である預り金は流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、経理規程及び債権管理規程に従い、コーポレートDiv.が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、入金状況を営業部門に随時連絡しております。これにより財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は利益計画に基づきコーポレートDiv.が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織りこんでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成25年9月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金及び預金	1,211,521	1,211,521	
(2)売掛金	3,333	3,333	
(3)預け金	63,331	63,331	
資産計	1,278,185	1,278,185	
(1)預り金	123,294	123,294	
負債計	123,294	123,294	

当事業年度（平成26年9月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金及び預金	1,215,100	1,215,100	
(2)売掛金	124,563	124,563	
(3)預け金	180,872	180,872	
資産計	1,520,536	1,520,536	
(1)預り金	290,935	290,935	
負債計	290,935	290,935	

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)売掛金、並びに(3)預け金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1)預り金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度（平成25年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,211,481			
売掛金	3,333			
預け金	63,331			
合計	1,214,814			

当事業年度（平成25年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,215,028			
売掛金	124,563			
預け金	180,872			
合計	1,520,463			

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

決議年月日	平成24年11月27日 第1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社使用人 8名
株式の種類及び付与数(注1)	普通株式 390,000株
付与日	平成25年4月5日
権利確定条件	付されていません
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。
権利行使期間(注2)	平成29年1月1日～平成34年12月31日

決議年月日	平成26年2月24日 第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社使用人 21名
株式の種類及び付与数(注1)	普通株式 595,000株
付与日	平成26年4月15日
権利確定条件	付されていません
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。
権利行使期間(注2)	平成30年1月1日～平成35年12月31日

決議年月日	平成26年4月30日 第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	事業支援者 3名
株式の種類及び付与数(注1)	普通株式 60,000株
付与日	平成26年5月16日
権利確定条件	付されていません。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。
権利行使期間(注2)	平成30年1月1日～平成35年12月31日

(注1) 上記のストック・オプションに権利行使条件が付されております。詳細は「第4 提出会社の状況
1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(注2) 株式数に換算して記載しております。

(注3) 平成26年3月19日付で株式1株につき200株の割合で平成26年9月12日付で株式1株につき10株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成26年9月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

決議年月日	平成24年11月27日 第1回新株予約権	平成26年2月24日 第2回新株予約権	平成26年4月30日 第3回新株予約権
権利確定前(株)			
前事業年度末	400,000		
付与		605,000	60,000
失効	10,000	10,000	
権利確定			
未確定残	390,000	595,000	60,000
権利確定後(株)			
前事業年度末			
権利確定			
権利行使			
失効			
未行使残			

(注)平成26年3月19日付で株式1株につき200株の割合で、平成26年9月12日付で株式1株につき10株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

単価情報

決議年月日	平成24年11月27日	平成26年2月24日	平成26年4月30日
権利行使価格(円)	60	180	180
行使時平均株価(円)			
付与日における公正な評価単価(円)			

(注)平成26年3月19日付で株式1株につき200株の割合で、平成26年9月12日付で株式1株につき、10株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な単価の見積り方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値は、DCF（ディスカウントキャッシュフロー）法によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計金額

当事業年度末における本源的価値の合計額 438,675千円

当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成25年9月30日)	当事業年度 (平成26年9月30日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	68,593千円	71,797千円
減価償却費	1,039千円	721千円
その他	2,186千円	1,925千円
繰延税金資産小計	71,820千円	74,444千円
評価性引当額	71,820千円	74,444千円
繰延税金資産合計	千円	千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年10月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%になります。

なお、法定実効税率の変更による当事業年度末の一時差異等を基礎として繰延税金資産及び繰延税金負債を再計算した場合の影響はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、クラウドソーシング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

営業収益は全てクラウドソーシング事業の営業収益であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社はネットワーク上でプラットフォームを通じて外部顧客へ役務提供を行っていることから個別の役務の提供を受ける者の把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

営業収益は全てクラウドソーシング事業の営業収益であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社はネットワーク上でプラットフォームを通じて外部顧客へ役務提供を行っていることから個別の役務の提供を受ける者の把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前事業年度(自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	吉田 浩一郎			当社代表取締役社長	(被所有)直接 47.5	債務被保証	当社不動産賃貸借契約に対する債務保証	3,118		

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 不動産賃貸借契約の被債務保証の取引金額は、年間賃借料を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

当事業年度(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	吉田 浩一郎			当社代表取締役社長	(被所有)直接 44.8	債務被保証	当社不動産賃貸借契約に対する債務保証	15,428		

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 不動産賃貸借契約の被債務保証の取引金額は、年間賃借料を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)	当事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)
1株当たり純資産額	15.13円	117.58円
1株当たり当期純損失金額()	18.87円	0.76円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価を把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

2. 当社は、平成26年3月19日付けで株式1株につき普通株式200株の割合で、平成26年9月12日付けで株式1株につき普通株式10株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額を算定しております。

3. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)	当事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)
1株当たり当期純損失金額		
当期純損失()(千円)	159,019	8,175
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純損失()(千円)	159,019	8,175
普通株式の期中平均株式数(株)	8,428,641	10,823,384
(うち普通株式数(株))	(6,600,000)	(7,026,435)
(うちA種優先株式数(株))	(1,822,833)	(1,701,250)
(うちB種優先株式数(株))	(5,808)	(2,095,699)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権200個 これらの詳細は、「第4 提出会社の状況(2)新株 予約権の状況」に記載の とおりであります。	新株予約権 1,045,000個 これらの詳細は、「第4 提出会社の状況(2)新株 予約権の状況」に記載の とおりであります。

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (平成25年9月30日)	当事業年度 (平成26年9月30日)
純資産の部の合計額(千円)	1,140,262	1,281,187
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	1,300,588	
(うちA種優先株式数(株))	(300,160)	
(うちB種優先株式数(株))	(1,000,428)	
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	160,325	1,281,187
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	10,596,000	10,896,060
(うち普通株式数(株))	(6,600,000)	(10,896,060)
(うちA種優先株式数(株))	(1,876,000)	
(うちB種優先株式数(株))	(2,120,000)	

(重要な後発事象)

1. 公募による新株式の発行

当社は、平成26年12月12日の株式会社東京証券取引所マザーズ市場への上場にあたり、平成26年11月7日及び平成26年11月25日開催の取締役会決議において、以下のとおり新株式の発行を決議し、平成26年12月11日に払込みが完了いたしました。

(1) 募集株式の種類及び数	当社普通株式 1,650,000株
(2) 発行価格	1株につき760.00円 一般公募は、この価格にて行いました。
(3) 引受価額	1株につき699.20円 この価額は、当社が引受人から1株当たりの新株式払込金として受け取った金額であります。なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手許金となります。
(4) 発行価額	1株につき612円 会社法上の払込金額であり、平成26年11月25日開催の取締役会において決定された金額であります。
(5) 払込期日	平成26年12月11日（木曜日）
(6) 資本組入額	1株につき349.60円
(7) 発行価額の総額	1,009,800,000円
(8) 資本組入額の総額	576,840,000円
(9) 引受金額の総額	1,153,680,000円
(10) 募集方法	一般募集
(11) 払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 渋谷支店
(12) 申込期間	平成26年12月5日（金曜日）から 平成26年12月10日（水曜日）まで
(13) 申込株数単位	100株
(14) 株式受渡期日	平成26年12月12日（金曜日）
(15) 資金の用途	システム及び関連設備への投資、本社移転費用、人員拡充における採用費用及び人件費、認知向上に向けた広告宣伝費等に充当する予定にしております。

2. 株式の売出し

当社は平成26年12月12日の株式会社東京証券取引所マザーズ市場への上場にあたり、平成26年11月7日及び平成26年11月25日開催の取締役会決議において、以下のとおり当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し含む）を決議いたしました。

(1) 売出株式の種類及び数	引受人の買取引受による売出し分 当社普通株式 200,000株 オーバーアロットメントによる売出し分 当社普通株式 277,500株
(2) 売出人及び売出株式数	引受人の買取引受による売出し分 東京都渋谷区 吉田 浩一郎 165,000株 埼玉県川口市 野村 真一 10,000株 神奈川県川崎市麻生区 佐々木 翔平 10,000株 東京都港区 高野 秀敏 10,000株 東京都目黒区 成田 修造 5,000株 (戸籍名: 玉谷修造) オーバーアロットメントによる売出し分 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社 277,500株
(3) 売出価格	1における公募による募集株式発行の発行価格と同一にする。
(4) 売出方法	売出価格による一般向け売出しとし、大和証券株式会社に全株式を引受価額で買取引受させる。
(5) 引受価額	1における公募による募集株式発行の引受価額と同一にする。
(6) 申込み期間	1. における公募による募集株式発行の申込期間と同一とする。
(7) 申込株数単位	1 における公募による募集株式発行の申込株数単位と同一にする。
(8) 株式受渡期日	1. における公募による募集株式発行の株式受渡期日と同一とする。

3. 第三者割当による新株式の発行

当社は、平成26年12月12日の株式会社東京証券取引所マザーズ市場への上場にあたり、平成26年11月7日及び平成26年11月25日開催の取締役会決議において、オーバーアロットメントによる売出に関連して、大和証券株式会社が当社株主である吉田浩一郎より借り入れる当社普通株式の返還に必要な株式を取得させるため、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を以下のとおり決議いたしました。

(1) 募集株式の種類及び数	当社普通株式 277,500株
(2) 割当価格	1における公募による募集株式発行の引受価額と同一にする。
(3) 発行価額	1における公募による募集株式発行の発行価額と同一にする。
(4) 払込期日	平成27年1月15日
(5) 資本組入額	1における公募による募集株式発行の資本組入額と同一にする。
(6) 発行価額の総額	大和証券株式会社 169,830,000円
(7) 資本組入額の総額	97,014,000円
(8) 引受金額の総額	194,028,000円
(9) 割当先	大和証券株式会社
(10) 払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 渋谷支店
(11) 申込株数単位	1における公募による募集株式発行の申込株数単位と同一にする。
(12) 資金の使途	システム及び関連設備への投資、本社移転費用、人員拡充における採用費用及び人件費、認知向上に向けた広告宣伝費等に充当する予定にしております。
(13) 募集株式の払込金額及びその他本募集株式発行に関し取締役会の承認が必要な事項は今後開催予定の取締役会において決定し、グリーンシュエーションの付与及びグリーンシュエーション契約の締結、その他本募集株式発行に必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。	
(14) グリーンシュエーション行使の通知のない株式については、発行を行わないものとする。	
(15) オーバーアロットメントによる売出しが中止された場合には、本募集株式発行も中止する。	

【注記事項】

(四半期損益計算書関係)

1 営業費用のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自平成26年10月1日 至平成27年3月31日)
給与手当	107,130千円
広告宣伝費	218,937千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との差額は以下のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自平成26年10月1日 至平成27年3月31日)
現金及び預金	2,297,741千円
預け金	252,150千円
現金及び現金同等物	2,549,892千円

(注)預け金は、当社提供サービスにおける、決済サービス会社に対しての一時的な預け入れであり、随時引き出し可能であることから現金及び現金同等物に含めております。

(株主資本等関係)

当第2四半期累計期間(自平成26年10月1日至平成27年3月31日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

当第2四半期累計期間において、一般募集(ブックビルディング方式による募集)により、資本金及び資本準備金がそれぞれ576,840千円増加し、有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)により、資本金および資本準備金がそれぞれ97,014千円増加しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期累計期間(自 平成26年10月1日 至 平成27年3月31日)

当社の事業は、クラウドソーシング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第2四半期累計期間 (自 平成26年10月1日 至 平成27年3月31日)
1株当たり四半期純損失金額() (千円)	24.61
(算定上の基礎)	
四半期純損失金額() (千円)	295,774
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る四半期純損失金額() (千円)	295,774
普通株式の期中平均株式数(株)	12,018,258
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

本社移転の件

当社は平成27年5月21日開催の取締役会において、平成27年10月(予定)に本社を東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号に移転することを決議いたしました。なお、現在移転に係る詳細な費用見積が入手できないため、業績に及ぼす影響額を客観的に見積もることができません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	2,500	2,295		4,795	2,713	1,255	2,081
工具、器具及び備品		671		671	165	165	506
有形固定資産計	2,500	2,966		5,466	2,878	1,420	2,587

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
移転損失引当金			844	844

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	72
預金	
普通預金	1,215,028
計	1,215,028
合計	1,215,100

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社サイバーエージェント	22,762
株式会社ワークオール	16,200
株式会社AOKIホールディングス	11,880
株式会社購買戦略研究所	10,800
株式会社リクルートホールディングス	6,092
その他	56,828
合計	124,563

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
3,333	619,807	498,577	124,563	80.0	37.7

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

預け金

相手先	金額(千円)
Paypal Inc.	180,872
合計	180,872

預り金

相手先	金額(千円)
一般顧客	289,459
その他	1,476
合計	290,935

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	10月1日から9月30日まで
定時株主総会	12月中
基準日	9月30日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	3月31日 9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL： http://crowdworks.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

該当事項はありません。

2 【その他の参考情報】

最近事業年度の開始日から本書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書及びその添付書類

有償一般募集増資（ブックビルディング方式による募集）及び株式売出し（ブックビルディング方式による売出し）平成26年11月7日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券届出書の訂正届出書

上記(1)に係る訂正届出書を平成26年11月26日及び平成26年12月4日関東財務局長に提出。

(3) 有価証券報告書及びその添付書類

（第3期）（自平成25年10月1日至平成26年9月30日）
平成26年12月25日関東財務局長に提出。

(4) 四半期報告書及び確認書

（第4期第1四半期）（自平成26年10月1日至平成26年12月31日）
平成27年2月12日関東財務局長に提出。

(5) 四半期報告書及び確認書

（第4期第2四半期）（自平成27年1月1日至平成27年3月31日）
平成27年5月14日関東財務局長に提出。

(6) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条の2の規定に基づく臨時報告書
平成26年12月12日関東財務局に提出。

(7) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条の2の規定に基づく臨時報告書
平成26年12月25日関東財務局に提出。

第三部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第四部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成26年12月25日

株式会社クラウドワークス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 百 井 俊 次

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長 南 伸 明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社クラウドワークスの平成25年10月1日から平成26年9月30日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社クラウドワークスの平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成26年11月7日及び平成26年11月25日開催の取締役会において公募による新株式の発行を決議し、平成26年12月11日に払込が完了している。

2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成26年11月7日及び平成26年11月25日開催の取締役会において第三者割当による新株式の発行を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年5月14日

株式会社クラウドワークス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 百 井 俊 次

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 矢 部 直 哉

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社クラウドワークスの平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第4期事業年度の第2四半期会計期間(平成27年1月1日から平成27年3月31日まで)及び第2四半期累計期間(平成26年10月1日から平成27年3月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社クラウドワークスの平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。